

報月萩

號一十三第



號月十年五和昭

行發町萩縣口山



昭和五年十月十三日
昭和五年十月十五日
刷納本行

昭和五年五月六日第三種郵便物認可
(毎月一回十五日發行)

第三十一號

目次

時事提唱	至自	二一
庶般行政	至自	八二
學	至自	九八
旗	至自	四〇九
產	至自	四四〇
財政經濟	至自	四六五
軍	至自	四〇六
通	至自	五〇一
土	至自	五二
社	至自	五五二
衛	至自	五八
人	至自	七三
雜	至自	七四

時事提唱

萩町の國勢調査は移して以て萩町勢の如何をも測定することが出来るのであるから調査員諸君としても重大なる國家の事務である一面に於て愛町の精神より湧き出でたる勇氣と興味を以て連日に涉り其の勞を意とせず萬全を期しつつ其の調査を遂ぐるに至り且つ期間の前後を通じて何等の支障も無く此の大事業を完成せしめられた事は實以て感謝し措く能はざる次第である而して萩町が幸ひにも最近に於ける公定人口數の三萬三千二百二十五人以上に達してゐるとすれば其の現勢なるものは比率の上に於て向上性を有するものなりと言ひ得るのであるが之に反し其の公定人口數以下に降るものとするれば萩町の前途は敢て樂觀を許さぬ譯である其の理由とする所は今日の場合全國を通し人口の過剰を云爲して居るにも拘らず吾萩町に在りては既往交通の關係上餘りに地の利を得て居ない爲天然の資源豊なる割合に人口數が寡少なのである従つて萩町勢を今日以上に進展せしむるに付ては人口の増加率を相當程度まで向上することを必要條件とせねばならぬのである然り而して萩町に於ける今回調査の結果を公表さる迄には十分なる期間が置かれてあるけれども其の概數を知り得ることは餘り遠きことではあるまい其の際人口數の上に於ける萩町の發展要素が如何であるかを興味を以て待つて居るものである

近時萩町の史蹟を知らんとし又は研究せむが爲他所より來往する人士の多くなつたのは固より明治維新當時に於て貽されたる英勇傑士の遺業に外ならぬのである即ち吾々萩町民は先輩故人の大德に依り知らず識らずの裡裕慶に贏ち得たるものと言ふも過言ではない今回鐵道省に於ては海外の觀光團を誘致する爲特に國際

觀光局と云ふ役所を設置し其の活躍の第一歩に入らむとするに際し過る九月二十五日を以て同局活動寫眞撮影隊の來萩を迎へ翌二十六日の秋晴れに於て町内の主なる史蹟勝地其の外數種の行事をも悉く之をフィルムに收め歸東したのである是等は遠からずして外人の觀光團を満足せしむべき對象に供せらるる筈である此の場合萩町民としては吾々の先賢諸靈に對する感恩報謝の一端として今より之に應ずるの方策を樹立し内外觀光客をして見學上より良き感じを持たしめ來萩者を増加する様努めねばならぬと思ふ

山陰本線中長門線の開通式は來る十二月七日を以て萩町明倫小學校々庭に於て催さるることに確定し今より準備中である當日の來賓は約千五百名を唱へられ萩を未知の人達も多かるべく考へらるるから一面には萩町を普く紹介する爲史蹟を案内するの外明倫校講堂に於て史蹟に因みのある資料展覽會をも催し賓客に對し満足と與へ以て來るべき山陰全線路の開通式をも本町に於て催さざるを得ざる様爲したいと思ふ之に共鳴されむことを豫め希望して置く。

庶般行政

●宮廷錄事

○御禮電 宣仁親王同妃兩殿下抹國に於て厚遇を享けさせられ且つ 皇帝陛下より同親王殿下に「エ

レファン」勳章を贈與せられたるに付 天皇陛下より同國皇帝陛下へ本月五日御禮電御發送あらせられたり

○還幸 天皇陛下は九月十日午前十時五十分那須御用邸御出門同十一時二十分黑磯驛御發車午後二時五十分原宿驛御著車同三時十分還幸あらせられたり

○秋季皇靈祭同神殿祭 九月二十四日秋季皇靈祭同神殿祭の儀を行はせらる。

○行幸 天皇陛下は九月十七日午前十一時三十分御出門大宮御所へ行幸午後三時四十分還幸あらせられたり。

○謁見 本邦駐劄ポルトガル國特命全權公使ジュスチノ、デ、モンタルヴァン信任狀並前任公使の解任狀捧呈の爲九月十七日參内 天皇陛下に謁見せり

○皇太后宮行啓 皇太后陛下は九月二十二日午前十時十五分大宮御所御出門同三十分原宿驛御發車同十一時四十五分東淺川驛御著車多摩陵へ御參拜午後一時四十分陵所御出門一時四十五分東淺川驛御發車同二時五十五分原宿驛御著車同三時十分還御あらせられたり。

○謁見 本邦駐劄米國特命全權大使ウィリアム、カメロン、フオーブス信任狀並前任大使の解任狀捧呈の爲九月二十五日參内 天皇陛下に謁見したり

○公族御住所 李健公殿下は東京府豊多摩郡澁谷町常盤松百一番地に李塀殿下は東京府荏原郡大井町字林付三百三十四番地に孰も御住所を定められた

●御救恤金傳達式

天皇 皇后兩陛下より去る七月中旬縣下を襲ひたる暴風雨の被害尠からざる趣聞食され八月二日付御救恤金御下賜の御沙汰あり其の後本縣廳を経て金品到著したるに依り九月二十二日午前十時半町役場樓上に於て遭難者所屬區長、漁業組合長、關係地方小學校長、在郷軍人聯合分會長、萩佛教團長等列席の下に林町長より左記海難死亡者及び行衛不明者の遺族又は家族並漁船全損者に對し夫々御下賜金を傳達せり拜受者一同は天恩に感激熱涙に咽び楊井萩佛教團長市川郷軍萩町聯合分會長よりも法話又は所感發表あり正午莊嚴裡に閉式したり

死亡者	越ヶ濱第二區	阿部 貞藏	遺族
、	同 第一區	中谷 市郎	、
行衛不明者	同	末武 倉松	家族
、	同	末武 末松	、
、	同	末武 清槌	、

同	末武 正重 家族
同	藤田仁五郎
越ヶ濱第二區	梶本 吉藏
同 第三區	河村 七藏
同 第二區	阿部仁五郎
同	末竹 熊吉
同	阪本 音吉
同	阿部 幸一
同	末武 要藏
同 第一區	梶本 惣吉
倉 江 區	福永 明一
同	藤崎 國一
玉江浦第二區	波多野 捨松
同 第一區	西村七五郎
同	上領 作一
同	河村 正一
同	室本 一吉
同	福永 寅吉
同	角屋 音吉
同	上領松次郎
船舶全損	

北片河區 三宅 茂一
惠美須町區 吉屋 啓一
越ヶ濱第一區 大田 榮作

●阿武、大津兩郡國勢調査 主任集會

九月六日午前九時より町衙樓上に於て阿武、大津兩郡各町村國勢調査主任集會開催。本縣より山下縣屬外二名臨席國勢調査に關する疑義其の他の研究を遂げ午後三時半過散會したり。

●第九回萩町會

九月十一日午後一時三十分より第九回萩町會を開會出席議員二十五名。左記事項を附議何れも原案の通り可決確定し午後四時三十分閉會したり。

一、昭和五年度山口縣阿武郡萩町歳入歳出更正豫算の件
一、昭和五年度萩町小學校基本財産歳入歳出追加豫算の件

●叙任及辭令

山口縣書記官 本 間 精

補警察部長

山口縣書記官 清水 谷 徹

補學務部長

判 事 由井健之助

補山口地方裁判所判事兼山口區裁判所判事

山口地方裁判所判事 岡 田 建 治

補福山區裁判所判事

公立高等女學校長(萩) 筒井捨次郎

支那へ出張を命ず

從四位勳四等功五級男爵 寺 島 敏 三

叙勳三等授瑞寶章

山口地方裁判所檢事正檢事 杉本時三郎

補金澤地方裁判所檢事正

東京區裁判所檢事兼 德 永 榮 吉

東京地方裁判所檢事檢事

補山口地方裁判所檢事正

- 一、昭和五年度萩町慈惠基金歳入歳出追加豫算の件
 - 一、昭和五年度萩町志都岐公園基本歳入歳出追加豫算の件
 - 一、昭和五年度萩町教育獎勵基金歳入歳出追加豫算の件
 - 一、豫算外義務負擔を爲すの件
 - 一、字區域決定に關する件(三件)
 - 一、町村道等級に關する件
 - 一、寄附受理の件(土地及金錢)
 - 一、區長辭職承認の件
 - 一、町有土地を無償を以て使用せしむる件
 - 一、區長決定の件
 - 一、所屬未定地を町村の區域に編入する諮問並意見答申の件(三件)
 - 一、用惡水路變更の件
- 因に前町會の際議決に係る昭和五年度特別戸數割賦課額に關し當該委員より調査の結果報告あり議長は此の報告を議題とし賦課額中修正の件をも同時に可決確定したり。

山口地方裁判所判事兼 木村 幾太
山口區裁判所判事兼 松江地方裁判所判事 松江區裁
補松江區裁判所判事兼 松江地方裁判所判事 松江區裁
判所監督を命ず

津山區裁判所判事兼 岡山地 星野 武雄
方裁判所 津山支部判事 中村 應

補山口地方裁判所判事兼 山口區裁判所判事

税關事務官 中村 應

任大阪税關監視部長兼 港務部長

税關事務官 中村 孝次郎

任門司税關監視部長兼 總務課長

(以上萩町關係者)

史料編纂官 渡邊 世祐

教員檢定委員會臨時委員 被仰付

内務 屬 吉武 惠市

任地方事務官 熊本縣勤務を命ず

陸軍技師 福川 秀夫

保護自動車検査官を命ず

公立實業學校教諭 横田 秀一

年功加俸年額百五拾六圓下賜

從七位 河村 要一

叙勳八等授瑞寶章

(以上萩町出身者)

萩町 辭令

金子 福次郎

萩町上水道設計助手を命ず

町立萩魚市場雇 藤村 益藏

依願免本職

岡 徳三郎

萩町立魚市場雇を命ず

萩町立魚市場越ヶ濱出張所勤務を命ず

九月中發令の主要法規

國の法規

◎九月一日文部省令第二十二號を以て圖書推薦規程
の件公布

◎九月十一日陸達第十七號を以て陸軍給與令細則中
改正の件公布

◎九月十五日農林省令第五號を以て機船底曳網漁業
取締規則中改正の件公布

◎九月十七日内務省訓令第二十一號を以て大正十二
年九月内務省訓令第二十三號職業紹介事務局又は

職業紹介所紹介就職者汽車汽船賃割引證交付取扱
心得中改正の件公布

◎九月十八日逓信省令第三十五號を以て第二回國勢
調査記念として郵便切手を發行し昭和五年九月二

十五日より之を賣捌くの件公布

◎九月十八日逓信省告示第二千六百六十四號を以て第
二回國勢調査記念の爲特殊通信日附印を使用する

の件公布

◎九月十九日逓信省令第三十六號を以て郵便年金規
則中改正の件公布

◎九月二十五日内務省令第二十九號を以て大正三年
八月内務省令第十六號賣藥法施行規則中改正の件

公布

◎九月二十五日勅令第八十二號を以て明治三十八
年勅令第六十六號郵便貯金利子割合の件中改正
の件公布(別掲)

郵便貯金利子割合改正

勅令第八十二號

明治三十八年勅令第六十六號中左の通り改正

第一項中「年四分八厘」を「年四分二厘」に「年五分四
毛」を「年四分四厘四毛」に改む。

附則

本令は昭和五年十月一日より之を施行す。

縣の法規

◎九月四日山口縣令第四十六號を以て蠶種繭賣買取
締規則の件公布

◎九月四日山口縣令第四十八號を以て桑苗賣買取締
規則の件公布

◎九月四日山口縣令第四十七號を以て繭市場取締規
則の件公布

◎九月九日山口縣令第四十九號を以て大正十二年六
月山口縣令第六十三號蠶絲業獎勵費交付規則中改
正の件公布

●萩町告示の主なるもの

- 一、町會議決事項の件
- 一、家屋税調査員補缺選舉の件
- 一、所得税調査委員及同補缺員選舉人名簿縦覧の件
- 一、家屋税調査員補缺選舉當選者の件
- 一、上水道調査測量の爲土地立入許可の件
- 一、コレラ病患者發生に付注意方の件
- 一、國勢調査員交替の件
- 一、陪審員資格者名簿縦覧の件
- 一、所得調査委員及同補缺員選舉の件
- 一、繭取引市場以外に於ける賣買禁止の件

●出納検査立會議員選舉

九月十一日第九回萩町會に於て昭和五年度本町臨時出納検査に立會すべき議員三名指名推薦の結果左記の者當選したり。

寺戸久兵衛
柳敬之助
村木五一郎

●自治事務講習所修了者

第二十八回山口縣自治事務講習生として萩町より推薦したる平田正輔氏は八月二十一日入所九月二十日講習を修了し其の證書を授與せられたり。

●萩町會議員逝去

町會議員河口常一氏は宿病加療中の處九月十日遂に逝去せらる。行年三十九歳、惜むべし尙同十三日の葬儀に際し萩町長及萩町會議長より夫々弔詞及生花を送れり

因に萩町會議員定員三十名の内曩に岩崎喜一氏の逝去せらるるあり現員二十八名となる。

旌表

●勳章傳達

六月十四日勳六等に叙せられ瑞寶章を賜りたる左記

の者に對し九月八日町役場に於て同勳章を傳達せり

上野區 豫備役陸軍砲兵少尉 鹽屋 春輔

學事

●青年訓練所指導員異動

久志敬範

萩町立椿青年訓練所指導員を囑託す
以上九月十日付 山口縣
萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員 井町松三郎
囑託を解く

石田孫一

萩町立越ヶ濱青年訓練所指導員を囑託す
以上九月二十六日付 山口縣

●萩町内各小學校兒童身體検査狀況 (其ノ四)

町内各小學校兒童の男女別身體検査(年齢十年以下の兒童は視力検査を施行せず)の狀況左の如し
木間尋常高等小學校男兒童身體検査狀況

年	七	八	九	十	十	十	十二
齡	年	年	年	年	年	年	年
検査人員	九	五	六	七	七	七	六
身長	一〇六、六	一〇九、五	一一〇、六	一二四、一	一二〇、七	一二〇、七	一一三、二
體重	一七、八	一九、六	二三、〇	二四、六	二三、五	二三、五	二七、五
胸圍	五、五	五、八	五、九	六、二	六、二	六、一	六、〇
脊柱	正	五	六	七	七	七	六
視力	正	正	正	正	正	正	正
眼疾	正	正	正	正	正	正	正
耳疾	正	正	正	正	正	正	正
齒齦	七	三	五	四	五	五	三
扁桃腺	二	一	二	一	二	二	一
鼻疾	一	一	一	一	一	一	一
其他疾病	一	一	一	一	一	一	一

計		年 齡 人 檢										木間尋常高等小學校女兒童身體檢查狀況																	
十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	計	十四年	十三年	十二年	十一年	十年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	一年	計
五	七	二	八	八	五	三	一	一	三	八	一	三	一	員查	五	八	二	八	八	五	三	一	一	三	八	一	三	一	員查
四	七	二	八	八	五	三	一	一	三	八	一	三	一	身身	四	七	二	八	八	五	三	一	一	三	八	一	三	一	身身
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	長體	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	長體
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	重胸	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	重胸
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	圍	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	圍
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	正脊	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	正脊
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	彎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	彎
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	正視	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	正視
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	遠視	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	遠視
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	近視	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	近視
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	視力	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	視力
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	亂視	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	亂視
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	視	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	視
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	眼疾	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	眼疾
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	其他
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	耳疾	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	耳疾
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	齲齒	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	齲齒
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	扁桃腺	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	扁桃腺
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	鼻疾	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	鼻疾
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	其他

●本縣知事青年訓練所
生徒視閲

平井本縣知事は當町巡視に際し九月二十六日午前九

時明倫小學校庭に於て別項所旗の授與式終了後町内六青年訓練所生徒百五十餘名の閱兵並に分列の狀況を視閲せられ生徒に對し約三十分間に亘つて青年の奮起に就き熱烈なる訓辭ありたり。

●青年訓練所旗授與式

當町に於ては今回本縣制定の青年訓練所旗を調製し九月二十六日午前八時十分明倫小學校庭に於て各青年訓練所主事、練訓指導員、生徒及同顧問並に同獎勵委員列席の下に林町長より明倫、椿東、越ヶ濱、椿山田、木間の各訓練所主事に對し順次所旗を授與し町長の告辭顧問市川萩町在郷軍人聯合分會長の祝辭に次ぎ受領者總代として河村椿東青年訓練所主事の答辭ありて同八時五十分授與式を終了せり。

娘から母まで 玉木病院産婦人科醫長 和田涉氏
乃木大將母堂を中心として
萩高等女學校長 筒井捨次郎氏

一、聽講團員數 第一日七十名 第二日六十名
因に本講座開設に際し多數の來賓あり就中主婦の來場多かりしは感謝に堪へざる所なり。

●明倫小學校の乃木大將
記念式並に記念競技會

九月十三日は乃木大將夫妻御殉死の當日に當るを以て本校に於ては毎年當日を乃木大將記念日と定め記念式を舉げ引續き記念競技會を開くを例とせり本年は午前八時より大將に關する記念訓話を爲しそれより全兒童の競技會に移り正午盛會裡に終了せり。

●明倫小學校に於ける中村
雪樹先生記念日

本校郷土記念日の一として毎年九月二十三日初代校長贈從四位中村雪樹先生の遺徳を偲ぶ爲種々なる行

●女子青年講座開設

萩町聯合女子青年團主催の本年度女子青年講座を左の通り開設せり。

一、開設日時及場所
自九月十九日午後一時
至同 日午後四時
萩町公會堂
自九月二十二日午後一時
至同 日午後四時
越ヶ濱小學校
一、講師及題目(兩日共)

事を行ひ來りし所本年は丁度先生の四十回忌日に當るを以て特に各學級別に計畫せる記念行事を行ひ兒童をして先生の遺徳を敬慕するの念を一層深からしめたり當日の行事の主なるもの左の如し

講話 墓參 記念學藝會 童話會 碑文書寫 石碑寫眞見學 訓話材料其の他資料蒐集 作業(墓地石碑の美化)

●明倫校選手山口遠征

九月二十八日山口市に於て開催せられたる第五回山口縣學童年齡別競技大會に際し本校よりは尋常科四五六學年兒童十八名を出場せしめ左記の成績を收め歸校せり。

第一等宇部岬校 第二等明倫校 第三等山口大校 第四等地福校

●明倫校來校視察者

九月中に於ける來校視察者左の如し

京都帝國大學教授青柳榮司、九州帝國大學副手江島鉄雄、第一水雷戰隊司令官海軍少將後藤章外九名、軍艦那賀副長以下將校准士官二十九名及驅逐艦乘組員軍艦那賀艦長海軍大佐南雲忠一外將校下士百三十二名、軍艦那賀乘組波多野勇一外二十名大阪毎日新聞社與村總務外四名、豐浦郡西市町會議員中原伊三郎外二名、山口縣知事平井三男、長野縣上田市城下校小林徳

●明倫實業補習學校第二學期始業式

明倫實業補習學校第二學期始業式を九月十一日午後八時より校長各職員並に生徒約七十名出席のもとに講堂に於て舉行せり。校長訓示の後諸注意を終り九時閉式し引續き一二年共直ちに授業を開始せり。

●明倫青年訓練所第二學期始業式

明倫青年訓練所第二學期の學科始業式を九月十三日

午後八時より主事並に指導員生徒約四十名出席のもとに講堂に於て舉行主事の誨告に引續き授業を開始せり。

●越ヶ濱小學校の狀況

◎おこぎ會 本校にては九月十日夜の舊盆會を利用し學校教育の一助として兒童を中善寺に集め禮拜後おこぎ會を催せり。講師は本校教員四名之に當り有益の一夜であつた。

◎乃木記念會 本校にては九月十三日乃木記念日に際し兒童を裁縫室に集め乃木大將の記念講話をなし併せて各學級別自治的展覽會をも催した。

◎墓地の掃除 九月五日當地舊盆前に際し、兒童をして崇祖奉仕の勤勞を體驗せしむる爲高等科兒童をして墓地の大掃除を行はしめた所地方人士より好感を以て迎へられた。

●越ヶ濱青年訓練所狀況

青年訓練所生徒十名は九月八日より三日間富田指導

員引卒の下に美禰郡秋吉、大津郡深川方面に野營行軍を行ふた。

●本間青年訓練所生徒見學旅行

九月十六日を以て防府町宮市天満宮に參詣並小郡驛機關庫の見學をなす爲生徒十三名青年團員四名參加中原指導員と共に午前七時大田町下市三叉路より自動車三臺に分乗出發同八時十分小郡驛に到着驛助役の案内に依り庫内に在る多數の機關庫藏置の狀況及巨大なる機關車を電力に依り高く吊り上げ又は機關車の方向轉換に付ては一名の係員に依りて之を自由に操業せらるる等實地に就き懇切なる説明あり、裨益する處甚大なるものあり。それより同九時四十分小郡驛發の列車にて三田尻驛に向ふ。車窓より松原を望みつつ同十時十分三田尻驛に到看。雨中天満宮に詣で、社殿に參拜し千疊敷より市街を眼下に眺めつつ一同梅干入握り飯を喫し午後零時三十分三田尻驛より乗車小郡驛に下車直ちに自動車に依り大田町

に到着是より徒歩にて軍歌に歩調を合せつつ一行元氣旺盛夕暗迫る午後七時歸村せり。
本見學旅行に依り心身を鍛練し兼て社會現象の一端を識ることを得たる等豫想外の收穫ありたるを喜ぶものなり。

●阿武郡青年團第一部体育會

阿武郡青年團第一部（萩町及明木佐々並三見六島見島の各村）體育會を九月二十四日午前八時二十分より明倫小學校々庭に於て開催せり國歌合唱藤村會長の式辭選手宣誓の後直ちに競技相撲劍道の三部に分れ終始各團共元氣旺盛なる活動を見せ互に覇を爭ひ左記の成績を挙げ午後四時審判報告會長訓示來賓祝辭萬歳三唱等あり盛況裡に閉會せり
競技 一等明倫青年團 二等山田青年團 三等明木青年團 四等佐々並青年團
相撲 一等明木青年團 二等越ヶ濱青年團
劍道 一等佐々並青年團 二等明木青年團 三等川上青年團 四等椿青年團

●明倫青年團運動會開催

明倫青年團は秋季運動會を九月十五日午前八時半より明倫小學校々庭に於て開催せり國歌合唱團長の挨拶の後直ちに競技に移り終始元氣潑刺たる活躍を見せ接戦の後第一支部優賞せり午後四時優賞旗授與萬歳三唱を以て無事終了せり。

●平井本縣知事明倫校來校

曩に本縣に赴任ありし平井知事は當地初巡視の爲官房主事を隨へ二十六日來萩二十七日午前九時より本校視察階上に於て全職員に對し一場の訓示を與へそれより校庭に整列せる萩町各青年訓練所生徒の視閲を行ひたり。

●越ヶ濱青年團及在郷軍人分會の狀況

九月十一日舊盆會を利用し午後八時より臨時大會を越ヶ濱小學校に開催。團長の講話、其の他協議會の

後團員の意見發表等あり盛會裡に午後十時閉會した又越ヶ濱男女青年團、越ヶ濱在郷軍人分會聯合主催

にて九月七日八日地方舊盆會に際し活動寫眞會を開催したところ會集者意外に多く盛況を呈した。

●明倫圖書館閱覽狀況（昭和五年九月分）

開館日數	教員		學生		兒童		青年團員		官公吏實業家		其ノ他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
二六	二六	二三	二六	九六	二五四	六六	九三	二七	九六	一七〇	三	二七四	一〇

●明倫圖書館新著圖書紹介

田部重治著山と溪谷、子母澤寛著新選組遺聞、同著新選組末配、田中香涯著趣味の大衆科學、宮澤英心著人間苦の諸相とその解決、加治亮介著明治維新、道重信教著佛教より見たる死生觀、吉松祐一著加賀の千代女の生涯、岩本惣吉著若き人々の心理、戰記名著集明治大正外交秘話、同威海衛海戰記、同日露觀戰雜記彈痕抄、碧瑠璃園全集日蓮上人、同山鹿素行、木村長門守、同栗山大膳、山口實著少年東郷平八郎、岡本瓊二著少年勤儉力行物語、三井甲之著手

のひら療治、里見岸雄著天皇とプロレタリア、小笠原長生著擊滅、斯波貞吉著、勇三の腕、吉村藤舟著郷土物語第八輯、近代日本國民史三三、日露英蘭條約締結篇 謠曲講座
雜誌（十月號）中央公論、現代、實業之日本、キング婦人世界、子供の科學、少女俱樂部

●田中明倫小學校校長山口縣の史蹟ラヂオ放送

廣島放送局に於ては九月一日より同月二十四日迄少年少女課外講座中國四國史蹟廻りと題し各縣の史蹟

放送を行ひたるうち山口縣の史蹟に付ては田中明倫小學校長其の選に當り九月十五日より十七日迄三日間毎日午後五時三十分より同六時まで山口、下關長府地方、萩の三部に分ちて之を放送せり右の内萩の部放送要旨左の如し

山口縣史蹟

山口縣の歴史には二つの大きな特色がある。其の一は山口縣の地が本州の西端に在つて、朝鮮支那等に對してゐるため、古來海外交通の衝に當り、外國との接觸繁く其の文化を盛にとり入れたことである。他の一は上下一致して多年尊皇の大義を守り、是が顯揚に努め、明治維新の大業を翼賛し奉つた勳勞の極めて多大なることである。

是等の事柄や其の史蹟を一々に亘つて述べることは時間の容さぬところであるから、前に掲げた二つの特色の濃かな史實を豊富に有つてゐる代表的な土地である山口と、下關長府と、萩の三ヶ所について説明することとした。

尙この度の放送は、少年少女を對象としたものであ

るから、材料は其の理解と興味との程度に適するやうに取つたのである。従つて序列に系統を缺ぎ、又殊更に重要な史實を省略したことも澤山あることを附言して置く。

萩

萩は日本海の海岸にあつて、幾多貴重な史蹟に富み山口縣の三大勝地といはれる長門峽、青海島、秋芳洞の中心にあつて、一昨々年開港場となり、近く山陰鐵道も完成するので益々發展の氣運に趨いてゐるが今から三百二十六年、毛利輝元公が此の地に居城を築かれるまでは北海岸の一僻地に過ぎなかつた萩城は要害堅固のものであつたが、藩主敬親公は明治政府となるや封建制度の因習を打破して、萬民をして、齊しく皇德に浴せしむるため、卒先して藩籍奉還を主張せられ、更に斷然として慶長以來の居城であり、士民崇敬の對象である此の城を毀つて、民心をして一に皇室に嚮はしめられた。此の一事を見るも毛利家が如何に天下に先んじて大義を明にし、名分を立てんとして努力邁進せられたかを知るべきである。今は城址一帯を公園とし、元就公以下五公

を祀れる縣社志都岐山神社があるが、尙當年を追想すべき貴重な資料が種々遺されてある。

毛利氏は歴代尊皇の心篤く、朝廷との關係が特別に深かつた、藩祖元就公が、大内義隆の後をうけての正親町天皇御即位の料を献せられた如きは其の一例であつて、徳川幕府は諸大名が朝廷に接近することを嚴禁して、其の入京を許さなかつたが、毛利家のみは元就公以來の特例によつて、江戸往來の途次、自由に出入ができた、また他の大名などが何か朝廷に申上げる様な場合には武家傳奏といふ特定の役員の手を経なければならなかつたが、毛利家だけは勸修寺といふ公家の手を経て、自由に申上げてゐた。そして毎年頭年末に献上物をするのは明治維新まで繼續せられてゐる。斯の如き有様であるから、天下の大名が多くは幕府あるを知つて、朝廷あるを忘れてゐたにも拘らず、毛利家は常に念を皇室によせて、忠誠を輸してゐられたのである。一面に於て、山陰山陽十餘ヶ國を領し、豊臣家の五大老の一人として、徳川氏と肩を並べてゐたものが、時非なりとはいへ、關ヶ原の一敗によつて僅に長門周防の二ヶ

國に削られた恨は、眞に骨に徹してゐるので、尊皇の大義を顯揚し王政維新の大業を翼賛することは、實に長州上下の大念願であり、二百有餘年間の大宿題であつたのである。

そこで長州では此の大宿題を解決し、大念願を成就するために、今日の言葉でいへば、教育の徹底、士氣の作興、經濟力の蓄積、軍備の充實、先進文化の攝取の五方面に向つて上下一致、絶大の努力を傾注して來たものであつて、藩學明倫館の如きも、外艦出沒して天下多事なる嘉永年間に萩の中央に一万五千餘坪の地を選んで大改築をなし、世嗣徳公をも其の中にて勉強せしめられるといふ有様で、其の規模の宏大内容の充實天下に冠たりしといふことである。

明治九年前原一誠が此に據つて亂を起して以來、よほど廢頽したけれども今尙貴重なものが遺つてゐる。就中水練池は今日の所謂プールであつて、長四十米幅十七米あり、八十年の昔に此の設備のあつたことは水泳史上珍とすべきものとして注意をひいてゐる、此の池と二基の館碑とは昨年十二

月文部省から史蹟として指定せられた。斯くして醸成せられた尊皇の大義に燃ゆる旺盛なる士氣は幕末の風雲児に際會して爆發したのであるが其の第一線に立つた者は主として吉田松陰先生並に其の松下村塾で學んだ門下の人々である。松下村塾は松本といふ所にあつて、僅に十八畳半の穢くろしい建物で、初は八畳敷であつたが、生徒が増加したので、廢屋を求めて、師弟協力で土を運び壁を塗りなごして十畳半を建増したものである。そして此の塾舎で直接教授せられたのは僅に二年半ばかりであるが、水を汲み等をとりつつも講究を重ね、米を搗きながらも讀書しつゝ、師弟相磨して火の出るやうに精進せられた。「松下陋村なりと雖も誓つて神州の幹と爲さん」とは松陰先生の大信念であり、大豫言であつたが、果せるかな、其の門下から、久坂元瑞、高杉晋作、前原一誠、木戸孝允、伊藤博文、山縣有朋、山田顯義、野村靖、品川彌二郎其他の英俊が多數出て、眞に明治新日本建設の幹となり、柱石となつてゐる。松下村塾と並んで松陰神社がある。社前には師弟共々に讀書しつゝ米を搗か

れた唐臼がそのまゝ保存せられてゐる。寶物庫にて「身はたとひ武藏の野邊にくちぬとも留めおかまし大和魂」と巻頭に題して、刑死せられる前々晩までに書遺された「留魂録」を初め、心血をそゝがれた多數の記念物がある。社の後には幽囚室のある舊宅があるが、此の舊宅と塾舎とは史蹟として指定せられてゐる。附近には伊藤博文の舊宅や、松陰先生の叔父さんであつて先生でもある玉木文之進翁の舊宅がある。乃木大將は江戸で生れて長府で育ち、萩の明倫館で勉學せられたのであるが、玉木翁の許に寄寓して斷へず教をうけてゐられた。それから數丁上れば東條寺といふ毛利家の菩提所があつて、境内には廣島へ首を送つた三家老初め、十餘名の志士の墓がある。更に約二丁の山腹には松陰先生の誕生地があり、附近の墓地には松陰先生初め吉田杉兩家、高杉、久坂、玉木などの英靈が地下に眠つてゐる。其外毛利家の菩提所大照院、輝元公の菩提所天壽院址、藩公の別墅南園館、野山獄址、反射爐や前述の人々初め、多數の志士名士の舊宅遺蹟等枚舉に遑が

光

ない。萩の地たるや上述の如く多數の史蹟を藏してゐるが北海の一隅に偏在して甚しき變動なかりしと、人心が堅實で敬虔の念が厚いために、何れもよく其の舊態を存してゐて、訪ふ者をして自ら襟を正さしめ、低回する能はざらしむるものが甚多く、現に此の小さい町の中に、史蹟名勝天然記念物保存法によつて保護せられるものだけでも七ヶ所の多きに及び、尙之が候補として囑目せられてゐるものも、五指に餘る有様で、其の大部が維新の大業翼賛に係深きものであるから萩は維新史料の一大寶庫といふも過言ではあるまい。

河内萩中學校長は昭和四年六月本縣の命に依り縣下五中等學校長と共に鮮滿を視察し其の所感を發表されたものあるに依り以下號を逐ふて之を摘録することとせり。

●鮮滿旅行記

萩中學校長 河内才三

吾輩は今回縣の命に依つて同僚五名と共に鮮滿の視察をした、約三週間程汽車沿線諸地を素通りをしたのだから、皮相の觀察に過ぎない。僅かに視たり聽いたりした事のそのまゝだから、又全般に亘つて系統もなければ順序もないことを御断りして置く。

朝鮮の旅

◎釜山 吾等の一行を乗せた昌慶丸は、五月十九日釜山港外で濃霧に遇つて入港が約一時間も遅れた。漸くこので午前九時半に釜山埠頭棧橋に横着けになつて、やつと安堵の胸を撫で下した次第である。春から夏にかけて朝鮮近海は濃霧に鎖されることが度々ある日露戰役の當時彼の上村艦隊が苦められたのも此濃霧であつた。釜山に上陸して第一の印象は、降る人は無論だが、出迎へに棧橋附近に来て居る人々の八九分は内地人で、又眼に映する所の風物は、殆ど内地と異つて居ないから、身は朝鮮に來たとは特別に感じなかつたことだ。

自動車を驅つて市中を通り、龍頭山公園に登つて市街を鳥瞰した。成程小さな穢ならしい朝鮮家屋も澤山ある。白衣の鮮人も往來して居るが主なる場所は純然たる内地風で、此所では十分に朝鮮の情趣は味はれない。釜山の人口は十萬三千餘で内地人は三萬九千餘と云ふことだ。市街は山腹より海岸にかけ、井然たる街衢を成し官衙會社商店軒を並べ亞細亞の一關門、歐洲連絡の最捷路の門戸たるに恥ぢない。最近釜山港の輸出入總額二億二千七百六十一萬圓に達し、十年前に比し其額七倍に達せりと云ふ。

◎奉天行の汽車

奉天行の汽車で京城に向つた、プラットホームは内地のよりは餘程低い、汽車に這入るには二つの階段を登らなければならぬ。車體は流石大陸的でスタンダード、ゲージの四フット八インチ半の軌道だから、幅も廣くて天井も高い。餘程寛つたりして居るので乗心地が良いが、防寒的に窓が二重になつて居るから、開閉に面倒だ。

◎洛東江

汽車は洛東江に沿うて北上す、洛東江は流水が緩慢

で、沿岸には堤防らしいものが見えない。河から直に田畑、村落に續いて、河水は流れる儘に任せられて居る。だから朝鮮に一度豪雨が来ると、濁流蕩々悲惨な洪水が起るのも無理はない。河身の改修、堤防築造が必要ではあるまいか。

◎荒廢せる南鮮の山野

南鮮汽車沿線附近を車上より眺めた光景は、全く慘めなものだ、日韓合併後植林や耕作の奨励の結果、山野は其面目を一新せりとせば、李王朝末期の状態は想像に餘りあるのである。田畑は瘠せて肥料氣もない、山は多くは禿山だ。田野には森もなければ林もない。所々に亭立せる柳楊があるのみだ。これも燃料に供せらるるのか、其枝は伐り採られて居る。其所に豚小屋のやうな藁葺の家屋、燕の巢の如き泥造の住宅がある、所々に堆高く土を盛つた饅頭型の墳墓が並んで居る、丸で荒れ果てた廣い墓場の中を汽車が進んで行くやうで、一種名狀すべからざる悲哀の感を懷かしめた。

◎悠々たる白衣の鮮人

楊樹の下に蹲る青年、長い煙管を銜へて吞氣げに路

上を往來する老人、池に釣を垂れる若者、いづれも戴冠白衣の其悠長さは、宛然太古の民を見るが如くである。太古の民と云へば如何にも平和らしく聞ゆるが、平和を通り越して疲勞困憊の氣分だと形容した方が當つて居る、牧民志と云ふ書を著した丁若庸は、鮮人の此の状態を評して「池上に浮べる墓の如し」と云つた。

◎頽廢の原因

鮮人は何故に水上に浮べる墓の如く動かないで頽廢氣分で居るのであらうか。山野は何故に荒廢したのであらうか。李朝末期に及んで治政は紊れ、税政百出し、人民は苛斂誅求に苦められたのだ。

觀察使が地方の巡察に出掛くるには隨員數名を連れ唯一通りの旅具を整へて發するのだが、歸任の際は幾多の財寶を數匹の駄馬に荷はせ、意氣揚々として歸るを常とせりと。こは地方郡司贈賄の財物であり無辜の人民からの徵發物である。中央政府は無用の宮殿樓閣の建築に、多くの費用と賦役を地方人民に課し、地方官憲は又重い負擔を民に荷はせ、人民は働いて贏ち得た収益は悉く誅求せられ、働き損の草

臥れ儲けである。だから生活に直接必要な外は決して稼がない。餘財を貯へないと云ふやうな、憐むべき習慣性を一般に馴致したのだ。働く元氣も氣慨も無くなつて、食に窮すれば一家を擧げて親戚の富豪に寄食するのを並通常のことに考へて居る。だから山林は荒れ田畑は瘠せる一方で、焚く燃料まで無くなつて、平地にある樹木まで伐るやうになつたのである。

又一方には兩班尊重の思想も其原因であらう。昔朝鮮には兩班、中人、常民、賤民の四階級があつた。勞働に従事するのは最も卑しいこととし、何れも兩班たらんことを欲した。兩班は文武官に任用せられ身體を勞することがない。文武官たる兩班は人民の租税を私し私財を貯ふ。兩班は豪い權勢を以て下民を苛めたものと見ゆる。爰にこう云ふ話がある。

一番恐いもの。此の世の中で一番恐いものは虎だらうと、一人の男が云ふと、ほかの男が、なかに強盗さ、といつたら、又ほかの男が、いや兩班の奴等だ、といつて傲然として居ると、又そのほかの一人の男が、いや兩班の強盜が虎に騎つて來る奴さ、と

いつた。

一般人民がこの榮華權勢の両班を羨むのも無理はない。又社會的にこれを考へると、李王朝の末期は、この勤勞を卑む兩班と、勤勞に見切りを附けた懶惰無爲の人民（中人、常民、賤民）とのみに據り組織され、社會の核心たるべき中堅國民が無くなつたのだから、愈々以て頽廢氣分になるのも無理はない。土地が荒廢するのも當然である。

◎朝鮮總督府の施設

日韓合併後林業を奨励し、國費を以て模範造林を作つたり、森林山野保護規則を制定したり、併合後第一の神武天皇祭を期し、朝鮮全道に記念植林を行ひ毎年これを實行して居る。だから造林面積は大正十四年には四千百十八町歩のものが、昭和二年度には七千七百七十九町歩にも達した。其他耕地整理を行つたり、米種の改良を施したりして、稻作面積が明治四十三年には百三十五萬二千七百九十七町であつたが、昭和二年には百六十萬二千三百十二町にも及び、收穫高も一千四十萬五千六百十三石が、一千七百二十九萬八千八百八十七石になつた。年々内地に

六百萬石を輸移出をなし、内地の不足米を補ふやうになつた。

併合當時は貿易額六千餘萬圓であつたのが、昭和二年度は四億七千餘萬圓と云ふ八倍の巨額に上つた。生産額三億六千餘萬圓が、十八億一千餘萬圓の約六倍に達した。其他綿とか、林檎、栗などの果物とか金塊、石炭までが、内地の御用を勤めて居る。朝鮮にはこれから開發利用せらるべき富源が中々多いのである。政は太陽の如く良政の徳は四海に及び、惡政は則ち良民を殺すの感を一層深からしむるのである。因襲久しきに亘れる鮮人の精神的の開發は、一朝一夕には行はれまい。持久的な教育の力を借らなければならぬであらう。

◎鮮人の服裝

鮮人は何故に寒暑を問はず、白衣を纏へるのであらうか。田や畑で勞役に従事せる者までが白衣を著けて居る。遙にこれを眺むれば、鶴が田中に降下せるが如きである。かかる悠長さで勞働が出来る筈がない。婦人の洗濯は家庭の一大任務だ。此の白衣の洗濯に勞力と時間を費すことは夥しいものであらう。

鮮人に勤勞力行の風を振作せしめんには、先づこの白衣戴冠の風を改め、輕裝簡衣としなければならぬ。彼の支那人の辮髪、婦人の纏足の風習が改められたことを想はば、其改廢も左程困難ではあるまい。

◎京城

朝鮮の太祖李成桂が開城で位に即き參制柳觀の議に據り漢陽定都に決し白岳の南木覓の北に都城を造營した。これ今日の京城である。宮闕を營んだのが景福宮で、廻すに城郭を以てし。その周圍四里二十六町、城壁の高さ二十八尺、城門八、各その上に樓閣を構へ、其工事には各道から賦役二十餘萬人を課したと云ふことだ。李朝の權勢想像に餘りありだ。これ昔の京城で李朝茲に五百二十餘年、世運變遷、其中葉文祿の役、清太祖の來寇、秕政相次ぎ朋黨比周し、頗る紛糾の状態となつた。明治の初年彼の快傑大院君出で勢權を擅にす。時しも西方東漸し内患外憂交々臻り、京城は極東問題の中心の觀を呈し、終に日清、日露戰役となり。朝鮮の獨立、日韓併合となつたのである。今の京城は東西約二里南北三里半

に達し、市區改正行はれ、現代的大建築、官衙公署、學校、銀行、會社櫛比し。舊朝鮮町の陋穢は段々其影を沒し、近代的城市としての文化設備が悉く整つて、人口約二十一萬（内地人約十萬）市況の殷賑なる朝鮮の一大都市たるの名にそむかない。

◎南大門

南大門の樓閣は南大門通りの中央に聳え、本名を崇禮門と云つて、舊八城門の一つである。洋風の大建築の中に獨り五百年前の古風の精華を示して居る。東大門と共に結構宏壯精緻なものである。

◎朝鮮神宮

舊漢陽公園の丘上にある。天照大神、明治天皇の御二柱を祭る。半島鎮護の爲め大正十四年秋御靈を迎へ奉つたのである。社前の外苑は舊漢陽公園で、三方開濶にして展望に佳く、市街の大部を脚下に眺望することが出来る。

◎總督府

此建物の偉大なるには何人も驚く所である。約十年間の日子と六百萬圓の巨費を以て建てられたもので中に働いて居る人が一萬人に近いと云ふことだ。五

階建て廳内のホールは素晴らしい立派なもので、和田三造畫伯の畫いた壁畫が二つ對して居る、一つは羽衣の傳説で一つはこれに類する朝鮮の神話であるその對照が面白い。

◎景福宮

景福宮は白岳の南麓にあつて、李朝太祖の創建であるが、文祿の役加藤、小西の入城に先つて亂民の爲めに灰燼に歸したものを、大院君が一世の民力を竭し再建したものである。中にも最も堂高き大建築は主殿たりし勤政殿で、昔朝親の大禮の行はれた蹟がその儘残つて居て、宮中席次の如きものが殿下の廣場に石に記されてある。

◎慶會樓

慶會樓は廻らずに蓮池を以てするせ四十八本の巨大な石柱で支へられた二層樓で、北に白岳を負ひ西に仁王山を控へた最も景勝の場所、階上階下君臣宴會場に充てられた所で李朝末期の代表的建築の一つである云ふことだ。古雅な朝鮮音樂を聴きつつ、大官連が春宵に秋夜に花に愛で月を賞し現をぬかした其盛時を偲ばしめる。宮の裏は樹木鬱蒼たる深林で

叢中苦むし残るは閨妃最期の井戸である。折しも哀調を帯びた朝鮮鳥の啼き聲を聴き一層凄愴の感に打たれた。

◎昌德宮

昌德宮は日韓併合まで政治の行はれた李王殿下の居殿である。仁政殿、宣政殿、日常の御座所たる大造殿がある。昌德宮の一部に昌慶苑がある。苑内に李王職があつてその所管の博物館、動物園、植物園、温室がある。ここは一般に遊覧が許されてゐる。

◎秘苑

秘苑は昌德宮昌慶苑の一部で一般の拜觀は許されて居ない。幸に李玉職の許可を得て、事務官齋藤治郎氏(本縣人)の案内で拜觀した。苑内丘陵逶迤として老樹の縁暗く、栗鼠の樹間に戯るるあり。怪鳥奇禽の啼くあり。泉水進るところ怪岩奇岩あり、朝鮮的の樓閣池亭散在し、實に幽邃の仙境である。

苑中靈泉湧出す。滾々として盡きず、溢れて小瀧となる。其岩面に伊藤公一詩を刻す。

飛流三百尺、遙落九天來、看是白虹起。翻成萬壑雷此靈泉を不老長生の藥水と云つて居る。其泉井は固

く鎖されてある。齋藤氏の好意に依り錠を解き御馳走に預つた。冷透、氷の如く稍味を含んで居る。齋藤氏の談に依ればラヂウムを多量に含有すと云ふことだ。

◎藥水

朝鮮には昔から山間の岩間から湧出する清冷な水を藥水と稱して尊ぶ風習がある。夏期にこの藥水を飲用すれば疫病を防ぎ、諸病が治ると言ひ、遠く山河を越えて集來すと云ふ、京天線の三防と京釜線の清道の藥水が最も有名である、藥水の御利益を受けんが爲めに來る者の盛んな時は、其處に休息所が出来茶屋が出現すると云ふ事だ。鮮人は水質の良否を味覺により決定するそうだ。秘苑の藥水は確に良い味がした。藥水と名づけられて居る譯が首肯された。

◎朝鮮人の衛生思想

朝鮮人の衛生思想の極めて幼稚なるに驚く。巫女や賣卜者の言を聴き、醫療を避けて迷信に頼るといふ様な有様であるから、傳染病や地方病は流行絶ゆることがない、傳染病のうち、浸潤の程度最も深く且つ絶えず猖獗を極めて居たものは痘瘡であつた。近

年に至るまで、本病に罹るのを寧ろ宿命的の不可抗力の疾患と心得て居つたと云ふことで、種痘法は以前から知られ居つたが、これに信賴するもの少く一般に普及しなかつた。だから四十歳前後の朝鮮人の顔に痘痕のある者を多く見受ける。併合後は種痘を強制して極力その豫防に努めて居るが、尙參觀した朝鮮人の小學校の生徒の中に、痘痕のある兒童が相當にあつた。

◎バコダ公園

ここは元大圓覺寺のあつた址で、園内には十三層の寒水石の塔がある。塔は元の順帝から高麗忠順王に贈つたものだ云はれて居るが、兎に角六百年を経過した珍妙な塔で、周圍の面に佛像などが彫刻してある。今はその上層三基が地に取卸されて居る。傳説に文祿の役加藤清正が此塔を持ち歸らんとしたが運送の不便を思ひ中止したと、此ほか園内に在る大覺寺の碑も立派な藝術品である。

◎恩賜科學館

南山公園の麓にあつて、これは大正十四年五月大正天皇御成婚二十五年記念の爲め、社會教育御獎勵の

思召に使い総督府に御内幣金拾七萬圓を御下賜になつた、これを基金としてこれに國庫の補助を仰ぎ作つたもので、政治文學はもとより日常生活に須要なる科學的知識を普及せんとする目的で、各地の產物精製の順序、諸機械、模型、動植物、礦物の標本電氣の利用等通俗的知識を養成するには好個の科學館である。

◎李王家博物館

李王家博物館は昌慶苑の小高い處に本館があつて、新羅以來の古器物、佛像、武具、書畫等半島古今文化の一端を窺ふに足る好資料が陳列してある。就中館前にある日時計、測雨計、水時計は全く原始的のもので興味を惹いた。日時計は太陽の日影を利用して考案されたもので、これは左程珍らしくもない。水時計で現在で古いのが残つて居るのは餘りない。云ふことだ。此處に保存せられてゐるのは明代に作つた漏刻で、昌福宮の報漏閣にあつたもので、圓筒形の銅瓶が階段形に据ゐてあつて、水が頂上の瓶から段々次の瓶に少しづつ漏れて行く仕掛けに出来て居て最下の瓶に竹か木かで作つた浮標があつて、こ

れに刻んである目盛によつて時を知つたものである。測雨計も圓筒狀の銅瓶で中に目盛がしてある。

◎朝鮮人の家庭

朝鮮の一家と云ふ言葉は非常な廣汎な意味を有して居る、血統を同じうする者は一家族である觀念で一家と稱す。従つて祖先崇拜、同族の團結が強い。だから末族でも貧乏な憐な者は能く保護救助して遣る美しいことではあるが自然依頼心の強い者が起る譯である。朝鮮人の家族の生活を見學することは中々難いことであるが、京城勸農洞一八七金晟均と云ふ紳士は、頗る進歩的で喜で家庭の内部まで見せて呉れた。同家は三世帯で家族が五十名程で開放的に臺所から溫突、内房、物置、漬物場まで限なく見せた。これで朝鮮中流の家庭生活の實況を知ることが出来たので甚だ興味を感じた。特に目立って立派のは簞笥であつて金細工で鏤めてある。

◎鮮人教育の小學校と中等學校

鮮人兒童を教育して居る京城壽松公立普通學校を參觀した、同校は京城で一番行届いて居る學校であると云ふことだ。校長は本縣長府の人で横山彌三氏で

ある多年鮮人の初等教育に盡力せられて居る功勞者である。日本歴史教授については事實を有りの儘に教へて居る。「現在は日本國民なり」との信念を養成することに努めてゐる。兒童は巧に日本語で應答せるには驚いた。

京城公立女子高等普通學校を參觀した。近來朝鮮の女子も大いに目覺めて志願者は募集人員の三倍から四倍もある。同校は全部朝鮮女子で生徒の舉止態度が優雅で少々活氣に乏しい感があつた。頗る手藝が巧で到底内地の女學生の及ぶ所ではない。説明に依ると一般好學心は旺んだが、器械的暗記力が強く、創作力が乏しいと云ふことだ。本校は設備が良く、整理が行き届いて居る。

京城では鮮人教育の中學校を時間の都合で參觀する事が出来なかつたから、平壤で公立高等普通學校を訪ねた。施設も十分整つて居て立派な建物の學校だ。齋藤校長の意見に依ると、好學心は強い、百五十名の募集に六百名の志願者がある。心身の發達の具合は内地人と違つて居ない。忍耐持久力が乏しいのが大なる缺點である。思想問題と云へば左程内地

で想ふやうには心配がない。生徒の立場を世界の大勢から覺醒せしむることに努力して居ることであつた。

◎書 堂

朝鮮には未だ教育が普及して居ない。小學校就學兒童の割合が一割四分であると云ふことだ。昔からの書堂が朝鮮全道に一八、五一〇もある。日本の寺小屋のやうなもので主に小學校入學前の兒童に、蒙求や千字文の素讀を教へて居る。平壤市内の一書堂を參觀したが、薄暗い小さな六疊敷位な部屋に、二十名程の小兒が端座して、六十歳位な鬚のある老先生から素讀を習つて居た。

因みに朝鮮で日本國語を常用する小學校數四六三、中學校數一一、女學校二三で日本國語を常用せざる普通學校數一、五〇三。高等普通學校數二四、女子高等普通學校數一五である。これは昭和三年五月現在の數である。

(以下次號)

●青少年指導の根本精神私見

帝國在郷軍人會 市川 一郎
 萩町聯合分會長

本年は、教育勅語御發布四十年に相當するから、此の機會に於て、吾々は如何にすれば勅語の御趣旨に副ひ奉るを得るやに就いて、平素の私見を述べ、大方識者の御斧正を仰ぎたいと思ふ。素より格別珍らしい説ではない、又斯かる問題に對して珍らしい説のある筈はないが、唯最も卑近且つ容易な事柄を掲げて、其の實行を切望するのみである。

一、青少年發達の経路

人間の一生を一年に比較して見ると、青少年の期間は、恰も森羅萬象の成育繁茂する陽春の季節に相當し、大に伸び開き又進む時期である、此の時期には手足耳目等は素より、心も體も思ふ存分活動させて伸びくとした精神の發動に努めるのが自然であつて、精神的にも肉體的にも、一生涯の中で最も多く伸びるのは此の時期である、然らば、主として如何なる方面に伸びんとするかと云へば、私はそれを次

の如く三期に分けて見ることが出来ると思ふ。

第一期(主として自己の現在を思ふ期)には、自己眼前の満足を得易い方面に進路を求め、國家社會の爲又人の爲と云ふことよりも、先づ自己の爲を思ひ、面白いもの好きなものを見たい、聞きたい、歌ひたい、甘いものを食ひたい、好きなことがしたい等、所謂自己中心の享樂的方面に手足耳目口杯を伸ばすものである。此の傾向は、少年期から青年期に進んでも、未だ子供らしい域を脱しない間は依然として繼續するが、それは格別悪いことではなく、自然的發育の経路であつて、若し他に我が心を面白く伸ばすべき方面が興へられたなら、悦んで其の方面に向き直つて伸び進むのであつて、丁度木の根が肥料分の最も多い方面に伸びるのと同様である。若し此の時期に於て、指導監督を誤まり、又は全く放任して置くと、遂に不良な方面へ進んで行くから、指導上最も注意を要する時期である。

第二期(主として自己の將來を思ふ期)には、稍成長して其の指導當を得たものは青年としての自己の何物たるかを自覺し、自己の將來の爲心身の修養鍛鍊

に重きを置き、専心各種の研究に従事し、忠實に父兄や年長者の言を聞き、衛生の必要を知り、自ら進んで强健法杯を實行し、嘗て好みしものは子供らしいと悟り、漸次子供らしさを脱して慎重の態度を取る様になり、將來自己の進むべき方向も、臆氣ながら考へる様になる。

第三期(主として他の將來を思ふ期)には、一層其の自覺が進んで、自己は國家社會の重要な一員である、將來國家社會を背負ふて進むべき大責任がある

と自覺する様になり、其の心事行爲の重點が、國家社會の福利増進と云ふが如き大所高所に置かれ、將來の自己の進路も確信を以て定めることになる。斯うなると、愈確乎たる人格を形成し、それに青年獨特の熱烈なる意氣が加はつて、乗すべき機會さへあつたなら、普通の大人の企て及ばぬ程の大事業を、青年の期間に思ひ切つて遂行するものである。吉田松陰先生を始め、明治維新の鴻業を輔翼した松陰門下の英傑達は、皆此の第三期に於て大事業を成し遂げたものである。それは、その當時の青少年が防長古來の傳統的精神と變化測り難き時勢の實狀とを土

臺として育成せられ、其の上に、英明なる藩公の御精神は申す迄もなく、その他、村田清風翁や吉田松陰先生等の至誠熱烈なる精神と意氣とを受けた、英氣勃勃たる青年が、感奮興起して速に第三期に入り世態の急轉と共に、慕らに君國中心の大道を猛進した結果である。

以上の三期は、判然と區分することは不可能で、常に彼是交錯し、人格の向上に従つて、第二期又は第三期の分量が多くなつて來るのである。

目下の世態は、維新當時の如く、眼前に火の付くやうな眞劍味がなく、又社會の組織も異なるのみならず、世の中が各方面共行詰まり、青年が意の如く伸びくした働きをする機會が少なくなつた爲に、青年期に於て、維新當時の青年の如き驚天動地の大事業を成す場合は殆どないけれども、幸に其の進路を誤らず、且つ熱烈な意氣を有する青年は、此の時期に於て、將來發展の爲少なくとも人格的基礎は作つて置くべきである、然るに、現時の青年の中には、兎角前述の第一期に屬するもの、即ち自己本意の域を脱せぬ不完全なものが極めて多く、第二期の自覺

を有するものさへ比較的僅少で、第三期迄進歩した自覺を有し、君國の爲眞剣に努力精進しつゝあるものは極めて少ない、併しそれは素より青年そのものゝみを責める譯にはゆかぬのである。

二、青少年指導の現況

今、試に青年訓練の目的を見るに「青年の心身を鍛練して國民たるの資質を向上する」にあるやうであるが、此の目的の内には、國家社會の爲お役に立つやうにとの意味も、自己の資質を向上した結果として間接に含んでは居るが、青年訓練の直接目的が、青年個人の資質向上と云ふ手近な所にあつて、其の結果として、總て國家社會の爲になる、と云ふやうなことでは、其の目的精神に眞剣な強味が無いと思ふ、即ち、明治維新當時の青年の如く、國家の大事、國家の實質的發展と國家總動員の場合を直接の目的として、身体の弱いものは勿論、其の強いものも益平素から自己の心身を鍛練し、それと同時に、青年獨特の伸びくした意氣を満足せしめる様に指導し、青年の父兄も、亦雇主も、斯かる尊い眞剣な意味を以て、進んで訓練を受けさせる様に、自家眼

前の都合を付けて、國家の青年を押し出すべきものである。青年は我が子が店員ではあるが、親や雇主の専有物ではなく、國家の至寶であると思はねばならぬ、又斯くされば、青年も悦んで訓練を受けに出て来るものである、其處で私は青年訓練の目的を、「平戰兩時を通じて君國の爲完全に活動し得べき國民を作るに在り」となし、其の手段として、青年の心身を鍛練し、其の資質を向上することにしたい又敢へて青年訓練所のみでなく、家庭でも、學校でも、商店でも、工場でも、其他青少年指導の全部が此の趣旨でなければならぬ、即ち、第一「國の爲」第二、「自己の將來の爲」第三、「心身の向上と發達智識の増進等」第三、「自己の現在の爲」面白く云ふ順序に重點を置き、且つ成るべく此の三つを併有する様な指導法が望ましいのである、若し第一に偏すると堅くなり過ぎ、又第三に偏すると自墮落になる。昔時の青年が好んで高吟して居た、君國中心主義の詩歌の如きものは、此の三大要素を具備し、深さもあり、強さもあり、眞剣味もあり、之に依つて大い

に青年の意氣を養ひ得たものであるが、今青年の間に流行する俗歌は、唯刹那的に面白い丈で、我が身の爲にもならず又國の爲にもならず、極めて淺薄狹小な意味のものに過ぎないから、忽ち飽かれて新しい俗歌と代はり、青年達は其の價値の如何を問はず唯新しいものでさへあれば、悦び迎へて楽しんで居る、随つて、詩吟の如きものは青年の口からは殆ど聞くことが出来ない様になつた。此の傾向は、衣食住にも、社交上にも、其の他何れの方面にも現はれて、全國的に、一切萬事が漸次深き奥床しさを減じて來たのである。斯くの如きは、素より社會政策の過誤にも依るが、一面自己完成を主眼として來た新教育法の餘弊であるともいへる。自己が完成したなら國の爲になると云ふ筆法は、國民を基礎として出來た他國では適當な順序であるが、皇室を中心として樹てられた日本では全く反對である。支那の孔子の教は父母に孝なるを以て百行の本となし、教の因つて生ずる所としてあるが、日本では、君に忠なるを以て百行の本となし、之を百般の教育の出發點とせねばならぬ。日本では、忠臣は孝子の門に出

づといはずに、孝子は忠臣の門に出すと云ひたいのである、即ち日本では、「國家が目的で自家自己の結果」と云ふことが本體でなくてはならぬ。然るに、今では一般青少年指導の目的が自己完成に在つて國家の爲になると云ふことは其の結果の様に思はれて居る、ところが自己完成と云ふことは決して容易でないから、随つて、折角教育を受けても人數の多い割合には、國家の爲に貢獻するもの、少ないのが現在の事實である、之は教育の欠陥とばかりはいへんが、兎に角此の状態では、何時迄たつても、皇國臣民として眞の價ある發展が出來ずに、遂に其の儘痼疾となつて、自己本意な居候的國民ばかり多くなつては仕舞ひ、其のものが將來親となつて子女を教育し又此の日本を背負ふて立つと思へば、邦家の前途は眞に悲觀せずには居られぬのである。現在の教育法の一面を仔細に觀察すると、素より世界の進運に順應した教育法であつて、私は決して之を悉く廢止して昔時に返せとは云はぬ、併し現在の教育が、一般に青少年の自然的順當な發育を促進する意味に於て、彼等の年齢や、境遇や嗜好杯に重

きを置くは良いが、動もすれば過度に個人の完成に重きを置き、爲に社會の實狀に即した教育を施し得ず教育完了後更に相當の教育を施さねば役に立たぬ有様で、之も亦國の爲の實際的教育てふ國民教育の根本精神を閑却したもの、様に思はれる。其處で私は、上に向つて所謂現代式の智識的物質的な枝葉の伸展を計る前に、先づ下に向つて深く「國の爲」と云ふ根本の精神即ち日本人としての潜勢力を伸ばすことを主眼とせねばならんと主張するのである。若し現在の如く根本を忽せにして、前へ上へと伸ばせばそれは伸びるのではなく、實は根を離れるのであるから、床の上の活花と同様、一時は榮えても遂に行き詰まり、更に他の良法を選択する必要を生じ、斯かることを反覆する間に、折角前へ上へと進歩したことが却つて根本を誤り、全体を枯死せしめるやうな結果となるのである。故に、政治や教育の大より子供の運動遊戲唱歌等に至るまで、新式の進歩を計ると共に、其の内容には、必ず皆我が國粹的意義を多量に含ませしめることを、夢にも忘れてはならんと思ふ。随つて、學校の運動會等に於ても、少數

選手の速力に重きを置くよりも、成るべく多數を出場させ半途中止を最大の耻辱たらしめ、以て持久力に重きを置かしめ、又競技者も觀覽者も、共に腹底に力を籠め得る如く、出来る丈敵を眼前に置き、寸毫の油斷なく双方同時に相對峙して勝敗を争ふ方法を多く採用して、剛毅健闘の精神を養ひ、又お祭氣分の樂隊の演奏を最少限に止め、地の底から呻り出た様な響きのある法螺貝を吹き鳴らし陣太鼓を叩き杯して、主客共に、腹底から國粹的元氣を鼓舞せしめ、又直接關係者の外、周圍の一般觀覽者の爲にも自ら剛毅純樸なる純日本人的精神を喚起助長せしめ得る如き方法を採用することが、社會的にも大に意義があるので、表面的滑走的享樂主義の催は、餘興になる丈運動會としては餘り意義がないと思ふ。

三、「國の爲」と云ふ精神の強調

數年來屢聞く如き、多數青年の不穩な行動は、智的物的の末節に捕はれた從來の教育法指導法が、唯單に個人の進歩完成を直接の目的として、國の爲と云ふ大所高所に直接の目的を置く心持が少なかつた結果、廣く無限に伸びんとし開かんとする、青年の潑

刺たる意氣の行き所に窮し、己むを得ず、前に述べた第一期に屬する自己本意其のものが我が儘に發展したもので、それが丁度最近輸入されて來た外來惡思想の煽動を受けた結果、苟くも高等學府の學生までが、自己の本分以外に社會科學の研究をなし、己に其實際運動に進んで居るものさへある様になつた。それは丁度、流れる水を堰げば四方に溢れ、活きた木を伐れば八方に芽を吹くと同様で、斯々すべからずと抑へたとして、伸び／＼とした青年の意氣は何れの方面にか道を求めて初志を貫かんとするものである。故に斯かる過ちを起させぬ様に、小學校時代から眞面目に「國の爲」と云ふことを口癖の様に云ふて育て上げ、青年になり年を取るに従つて、愈益此の意味を強調し、又悦び進んで國の爲にと伸びた開いた實行をなし、斯かる横道に迷ひ入らぬ様に、豫め確乎たる信念を起させて置かねばならん。然るに今では、幼少の時から此の意味が昔時の如く強調されないのである、年を取り、學業が進み、智識の増すに従つて、此の種の考へが薄らぎ、主として自己を中心とした環境を基調として、自己の發展に

のみ努力する状態であつて、如何にも痛嘆すべきことである。然らば如何にすれば良いかと云へば、今更過ぎたことは仕方がないから、敢へて過去を悔むにも及ばず、故人を怨んで愚痴をこぼしても役には立たん、又他人の心を改善させることも急には出来ないから、現在指導の位置にある、政治家、教育家、宗教家、學者……及父母兄弟達が、先づ胸に手を當て、自ら反省し、成程と自覺がついたら、第一番に自己の足許から、直接國家本意の觀念を鞏固にし、已に然るものは、益其の進歩を期し、事々物々、國家本意を強調して子女を教養し、日本全國を、忠臣義士の専門的養成所たらしめる程の覺悟がなくてはならん。若し全國では仰山なと思へば、少なくとも自己の家庭、乃至自己の關係する小範圍の青少年丈でも、其の考へで指導せねばならんと思ふ。之は勿論容易なことではない、併し、容易でないとして、自ら何もせずに、誰かが何とかして呉れねば困るではないかと、慷慨悲憤して居た處で、結局何にもならず、矢張今の儘で終る外はない、其處で私は、家庭でも、學校でも、役所でも、店でも、工場でも、田

でも、畑でも、山でも、海でも、到る處朝から晩まで、する事なす事、悉く多少極端の様に人から見ても、何も彼も「國の爲」と云ふことを標語としてそれも一時の流行的標語でなく、永久に實際的精神的標語として日々の生活を律して行きたいと思ふ。それも亦自己自家の爲にすれば、間接に國の爲になると云ふのでなく、如何に微細なことでも、直接に「國の爲」と云ふ眞剣な意味で眞面目に又大きく取扱ひたいと思ふ。夫れが、若し仮りに間違つて居ても國の爲と云ふ眞面目な精神は生きて居るから、其の眞價は懸て必ず現はれて、早晚其の形を變へてでも、自家自己の幸福となつて返つて来るものである。若し又、自分が折角其の積りで居ても、人が皆そうでないから都合が悪いと思ふ人もあろうが、それは未だ自己の信念が足らなのである、自己の心は自己が律して行くべきもので、人の支配を受けるべきものではなく、お付合ひに國の爲杯のことがある筈はない。

斯る意味の緊張した根本的國家觀念がなかつたなら國產品愛用とか、消費節約とか、産業合理化とか、

時間勵行とか、其の他種々の徳目を並べて見ても、それは結局枝葉の形式であつて、一時的効果はあつても、永續的に實行の出来るものではない。

或人は「國の爲と云ふ位なら、一層大きく世界人類の爲と云ふ方が理想的ではないか」と唱ふるかも知れんが、國の爲にならんものが世界人類の爲になる筈がない。斯く云ふと「然らば同じ筆法で、自己自家の爲にならんものが國の爲になる筈はないではないか」と反駁して来るかも知れんが、其の考へが大間違ひの根本である、元來日本は、他國とは建國の精神が違ひ、皇室を中軸とした一家の國であるから此の中軸に向ふ集結心、即ち國魂が弛緩したなら、國は勿論家も身も滅びて仕舞ふ、他國は唯多數の個人を物質的平面的に廣く置かれたのみであるが、日本は精神的立體的に深く樹てられてあつて、其の精神の中軸が皇室であるから、何より先きに、皇室を尊み國を愛すると云ふ精神が基となつて、正々堂々たる意氣を以て活動するのでなければ、其の仕事は効を奏せず、假令一時の花は咲いても、結局國の爲にはならず、且つ自己自家の將來の爲にもならず

終るのである。

尙ほ一度云へば、他國は國民の作つた横の國であり日本は皇室を中軸として、皇室に依つて樹てられた縦の國である。又日本の皇室は、國民を愛育し給ふことが御本旨であり、國民は、皇室を尊み國を愛護することを、自己自家を愛護することよりも先きにするのが本旨となり、上下相纏綿融合して、離るべからざる一體となつて居るのであるから、國の爲よりも先づ世界人類の爲と云ふ様な、荒唐無稽な考へで進んだなら、結局日本の存立が危くなるばかりでなく、世界人類の爲にもならのである。換言すれば、世界を獨樂に比較すると、日本は心棒の如きものである、此の心棒即ち日本が確乎として存立した後、始めて獨樂に當る全世界が圓滿に廻轉し得られるのであつて、其處が日本建國の根本精神であることを、日本の政治家、外交家、宗教家、實業家、教育家、其の他國民一般の腹の中に強く確立して居なくては、懸て日本も世界も動きが取れなくなるのであろう。

惟ふに「國の爲」と云ふことは國家最高の道德である

と云ふ人もあるが、私は、之を更に進めて、日本の理想的最高宗教であると云ひたいのである。それは何故かと云へば、我が 聖上陛下は、畏くも天照皇太神の御末にてあらせられ、其の御血筋に於ては勿論、大神の建國治民の御精神をも其の儘御繼承になつてあらせられるから、其の御魂から申せば、實は天照皇太神にあらせられ、又政治はまつりごと即ち祭事で、陛下が國民に對して御政治をなし下さることは、其の儘大神に御仕へ遊ばすことであり、大神に對する御信仰の御實行であるから、日本國民が、君を思ひ國を思ふ處の實行は、悉く 大神に對する信仰心より發する實行である、而して、信仰は心を律するものであるから、日本人の日々の生活の一切が、大神に對する信仰から出た實行でなければならん、茲に、日本建國以來の獨特の宗教が成り立つて居るのであるからである。此の意味から云へば他國より輸入した宗教も、天照皇太神に仕へる精神、即ち君國中心の精神を主眼とし、之に向つて日常渾身の誠を捧げて力説し、身を以て國民各自の實行を導く處の宗教でなければ、又斯く同化して我が

日本の固有の大精神に一致し得る宗教でなければ、日本では發展が出来ないのである。斯くの如く、國民精神の根本を指導すべき宗教が、已に「君の爲、國の爲」でなければならぬ位であるから、政治も、外交も、教育も、其の他何も彼も、國の現在及び將來の爲にと云ふ精神を眞劍に根本とし、又直接の目的とするものゝ外、結局其の効を奏せず、又其の爲に動もすれば國民を傷ひ國体を誤る結果を來すのは當然である。それも、敢へて其の積りではなくても知らず識らずの内にそうなるものであるから、當事者は、此の點に就て大に自戒自奮せねばならぬのである。

現世、世界中に、國際々々と云ふ觀念が盛んに瀰漫して居て、學問の研究も、運動競技も、勞働問題も政治上軍事上のことも、何も彼も成るべく國際的に進行する趨勢である。之は一面便宜なことでもあるが、其の實は、各國の國粹觀念を淺薄にし、世界を水平的に統一せんとする、猶太思想家の深遠巧妙なる陰謀が、不幸にも成功しつつある現象であつて、開闢以來、太平洋の一隅に眞直に立つて、世界の中心

軸となるべき大使命を有する我が皇國も、今では知らず、又已むを得ず、自然の勢に壓せられ、彼等の陰謀の渦中に投せられて居るのである。此の不祥事の實現が、根柢深き彼等の陰謀の結果である事に氣付き、「シマツタ」と思ふた時は、病既に膏肓に入つて居て、取り返へしの付かぬのが、西洋諸國の既往の實例である。それも他國では取り返へしが付くまいが、日本では他國で見られない取り返へし法が唯一つある、それは申す迄もなく、國民各自の精神に青少年の時代から、常に皇室中心主義の國家觀念を強く深く眞劍に惹起して、何も彼も「國の爲」と云ふ精神で活動することである。他國では氣の毒ながら建國の由來からして、斯かる深い意味の國家觀念の持合せが無いから、今更惹起す譯にもゆかず、藻掻けば藻掻く程、烏龜に足を踏み入れた様に抜き差しならぬ破目に陥り、益彼等陰謀者に乘すべき機會を與へることになる。日本もうつかりすると矢張り其の通りになる現在左様なりつゝあるが、日本丈は前に述べた唯一の取り返へし法のあることが、日本獨特の尊さ有難さであることを自覺して、君國中心

と云ふ觀念の涵養に、遅れ馳せながら全國民が協同一致して、必死の努力を捧げねばならぬのである。然るに日本人は、從來外國との戦争に當つて常に天裕を蒙り、戦勝の光榮に浴して居るのに甘へ、且つ永く御慈悲深き皇室の御恩澤に狎れて、恰も親の膝下に愛護されて居る纖弱な我儘子息の炬燵辨慶と同様に、平穩無事な時には偉らうに威張つて贅澤をして居るがさりとて、餘り國の爲に眞劍な活動もせず、外交も甚だ振はず、動もすれば國本を危ふする虞もあるが之に對しても、割合に平然として對岸の火災を見る様な状態であるから、一旦緩急のある時は、果して如何になるかが案じられる否現在が已に案じられるのである。畢竟、對内對外共に、國民一般が無頓着無氣力で、内外孰れの方面にも、毫も安心のならぬ現況である。之に反し、西洋諸強國は、日本の如く國の中心として頼るべきものはないが、其の代はり恰も親のない兄弟の結成した一家の如く専心相扶け相勵み、各自福利の増進と、國力の培養とに全力を注いで、國民總體の力を以て、眞劍に思想經濟兩方面の難局に打撃つことに努め頻りに國力

の伸展に努力して居る。それも過般の大戦争に直面した丈其眞劍さが一層酷烈である、殊に某々國の如きは我が國に向つて露骨に積極的對向策を講じて居る。今斯くの如き彼我の現況を對照して見ると、吾々日本人は唯皇室の尊嚴と御慈悲とのみに依頼し徒らに天祐を期待して漫然として居られる場合ではない。さりとて他國の様には、共同的中心精神のない自己活動に汲々として居ては、結局日本の國が持てなくなる。それであるから日本人は、是非とも君の爲國の爲君國中心の精神で勤め働き、此の中心に向つた精神の集結より生ずる協同一致の力に依つて國本を鞏固にし、有形無形の外敵を排撃し、總ては、世界各國を率ゐて其中軸となり、全世界を獨樂の様に圓滿に廻轉させる原動力となる覺悟を必要とするのである。又此の覺悟と力とが、畢竟前に述べた猶太思想家の陰謀に對する唯一の武器となるのである。目下比較的素直に指導者の言を聞くのは、無邪氣で餘り世間を知らぬ小學校生徒と、田舎の中等學校生徒及び純樸な農村青年位であつて、高級の學生、又は繁華な都會の青年の内には、國の爲杯と判り切つ

たことをいふのは子供らしい位に思ふのもあり、又其の指導者も、餘り多くこんなことを眞面目に説かんやうであるから、うつかりして、遂に間違つた方面に、知らず識らず没落して仕舞ふのである。今其の原因を考へて見ると、幼少の時代から、學校でも家庭でも、「國の爲」といふ様な眞面目な精神を持たされず、斯かる言葉を正面から頻繁に聞かされず、自らも亦多く言はず、概して眼前の事實及び個人的完成の必要に捕はれ過ぎて、國家觀念の根本的實際的涵養が不充分であり、又學校では相當に聞くとしても、家庭や社會でこわして仕舞ふといふ風であつたのと、今一つは日本が、目下表面的には平穩無事な様でも、日本を中心とした太平洋の底には、眼に見えない底浪が動いて居て、何時表面に大波瀾を捲き起すかも知らん、否少しは判りかけて居る様な氣持のある現況が一般に感知されて居ない結果、唯自己自家の福利を増進することにのみ没頭し、或は複雑な刺戟の多い表面的雜務に忙殺されて、邦家の現在及び將來を根本的に考慮する餘裕がない等のことが重なる原因ではなからうかと思ふ。

此等の欠點を改善し、不祥なる原因を除去するには差當り、現在小學校中等學校程度の青少年に對して充分自覺した先生父兄乃至年長者達から、何事につけても、先づ口癖の様に「國の爲」といふ言葉を一日に幾度となく本眞剣に繰り返へし、子供等が無意識にでも之を覺て、家庭や學校で「お國の爲に勉強する」「お國の爲に運動する」「お國の爲に早く起きる」「お國の爲に御飯を頂く」「お母さんそんなことをしてはお國の爲になりませんよ」と、無邪氣に口癖の様にいふことになり、又先生や父兄年長者達は、漠然と「人間といふものは……」とか、小さく「此の子を立派にするには……」とか、又堅く「學校の規則として……」とか思はず、腹の底から、強く大きく且つ眞剣に「國の爲」と思ふて「お前そんなことをしてはお國の爲にならん、お國の爲には斯々するものである」といふ様に、成るべく「國の爲」といふことを眞先に言ひ聞かせる腹構へを以て、指導して頂きたいと思ふ。若し斯くいふた時、子供等がクス／＼笑ふ様なことがあつたら、それは指導者其の人の信念が淺い結果であると自覺せねばならん。畢竟

物心の付く頃から、已に「國の爲」といふ精神を一層強く眞剣に腦裏に刻みつけて置きたいのである。之が又眞に我々の祖先が古來探つて來た教育法の眼目であつて、又斯かる祖先の精神及教育法に依つて、是迄國體の精華を發揚し得たものである。若しも、「そんな究屈なことが今更遽かに親の口から眞面目くさつて我が子に言へるものか、昔は親も言ふたであらうが、それは時代其のものが自然そうさしたのであらう、今は世の中が現在の通りであるから、親から言ふたとして聞くものではない、マア學校の先生からでも言ふて貰ふ外はない」杯思ふ親があつたらそれこそ自己本意といふので、結局我が愛子を誤らせることになる。「國の爲」といふ意味は、決してそんなに究屈なものではない。人に頼まれたと思ふたり、又ことさらに親の威光を示す様な自己本意の心で考へたりすると究屈にもなるが、眞に腹の底から「國の爲」と思ふ心があつたなら、軟かに又溫かに言はれて、而かも子供の心を伸び／＼させ、親の難有味も親も感ぜしめ得るものである。又「國の爲」といふ大所高所を中心とし、之を直接の目的とするこ

とは、日本人としての當然の道であるから、其の結果は、自己といふ究屈な小所低所を目的とする場合に比し、心も體も疲勞少なく、寧ろ大に向上し、更に其の活動は、各種の環境に適應して圓滿無礙の處置を取り、正々堂々と人道の先頭を進むに足るべき人格を構成し得るものであるから、眞面目に沈思熟考して此の習慣を作つて頂きたいものである。惟ふに、幼少の時から「國の爲」といふことを第一に思ふ心は、即ち伸びた開いた進んだ心であつて、其儘それが、人に對して親切無我な心となり、親孝行の心も、友愛の心も、公德心も、義務心も、責任觀念も、協同心も其の他一切の美德を實行する心も、皆之から生れて來るのであり、又之が順調に自己の人格を完成する基礎である。子供等に對して「何の爲に學校へ行くのか」と問へば、大概は「多らくなる爲」と答へる、それも素より結構ではあるが、私は「お國の爲に行くのだ」と本氣で答へる様になつて貰ひたい。此の答へが第一に子供の口から出る様になるのは、親なり先生なり又年長者なりの平素の精神から受ける感化の結果であつて、我が日本の國民た

る、親や先生や年長者としては、之が何より先きに
なさるべき腹構へでなくてはならず、又それを自己
の當然の天職と思ふて頂かねばならぬのである。
以上述べた様に、真先に「國の爲」と云ふ精神を以て
一切萬事を律し、殊に此の精神を根本として青少年
を指導することが、教育勅語の御趣旨に副ひ奉るべ
き唯一の道であると私は斷言する。
(終)

●教育雜誌渾沌と松陰號

東京府下瀧野川町に本社大阪市港區八幡屋中通及廣
島市南竹屋町廣住通に各支社を有する渾沌社九月號
を松陰號と稱し先生に關する叙事を以て填充せり就
て見らるべし。

産 業

●商業登記

九月十八日付官報を以て左記支配人選任並支配人の

代理權消滅の件公示せらる

●支配人選任

- 一、支配人の氏名住所 小島八郎 萩町大字東田町二十番地
- 一、主人の氏名住所 小島キヨ 萩町大字上五間町三十九番地
- 一、主人の營業 物品販賣業燒酎製造業
- 一、支配人の用ふべき商號 小島商店
- 一、支配人を置きたる場所 萩町大字東田町二十番地の支店

一、登記 昭和五年六月三十日

●支配人の代理權消滅

- 一、防長自動車株式會社の支配人近藤登は昭和五年六月三十日辭任に因り代理權消滅したり

●支配人選任

- 一、支配人の氏名住所 森重忠作 萩町大字椿東四千三百三十五番地
- 一、主人の氏名住所 防長自動車株式會社萩町大字唐樋町十一番地
- 一、支配人を置きたる場所 萩町大字唐樋町十一番

地 一、登記 昭和五年七月三日

●船舶登録

熊本遞信局海事部に於て昭和五年六月中船舶原簿に
登録せしもの、中萩町關係の分左の如し

船名	總噸數	登簿噸數	所有者氏名
第一光久丸	二八	一二	上田 清藏
第二光久丸	二八	一二	西 助三郎

●農事組合設立

昭和五年八月十七日町内中津江區に於て農事組合設
立總會を開催萩町長代理金子助役福田萩町農會副會
長縣駐在藤田農林技手森田町農會技手平川勸業課長
臨席し左記の通役員を選定何れも就任せり

組合員	二十三人
顧問	中村 芳藏
組合長	三村 彌右衛門

副組合長 田中 清一
會計兼書記 金子 半一
評議員五名及係員二名

●町立萩魚市場賣買取扱高

區分	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	四、五、五、九、三〇	二四〇、九三、五、一〇
越ヶ濱出張所	一、三、五、三、八、九〇	九、六、四、三、〇〇
玉江出張所	五、二、五、六、四〇	四、一、七、九、二〇
計	三、九、六、四、六〇	三、八、七、七、〇八〇

●萩港輸出入貿易調

品名	輸 出 之 部	仕向地
杉丸太	一五四圓	一五噸 關東洲
竹 材	九四圓	一五噸 同
罐詰(其他ノ魚)	八二五圓	六噸 同
梅 干	一五七圓	三噸 同

蔬菜漬物	一一六圓	三噸	同
竹草履	八〇圓	一噸	同
筍罐詰	一〇圓	一噸	同
合計	一、四三六圓	四四噸	
累計	計二九、三八〇圓	一、二九一噸	

昭和五年一月以降累計 噸 量 價 格

輸出	一、二九一噸	二九、三八〇圓
輸入	五五噸	二、四五七圓
合計	一、三四六噸	三一、八三七圓

●九月中の氣象

氣溫平均 最高氣溫 最低氣溫 雨雪量
二四度五五 二六度九五 一六度九二 一〇三厘六

●九月中風向觀測

北北東 東南 南東南 南西 西北 西 北西 靜穩 最多方向
三 一 一 五 一 一 六 八 八 北 西

●九月中天氣類別日數

種別	晴	快晴	曇	雪	霰	濃霧	雷電	地震	最高	最低
日數	九	八	二	一	一	一	一	一	度以上	度以下

●町立工業傳習所九月中の状況

◎九月中原料購入高 五拾參圓四拾錢
◎九月中生産高 壹百貳拾壹圓貳拾七錢
◎九月中製品賣却高 壹百六拾四圓九錢
主なる注文先 新義州重枝洋行。滿鐵社員消費組合、大連輸入組合

◎米子市主催中國四國副業品共進會即賣會に於て賣上點數壹百貳拾參點、此の賣上高金五拾六圓拾錢
◎米子市主催中國四國副業品共進會に出品し入賞したる物左の如し。

壹等賞 花籠 萩町立工業傳習所
同 柱掛 河村龍石
貳等賞 洋杖 萩町立工業傳習所

參等賞 木製玩具 萩町立工業傳習所新川分工場

沖見富吉

四等賞 釣舟花生 齊藤芳一
同 釜敷 同人

●縣下主要地に於ける最近勞働賃金對照表

種別	下關	宇部	長府	厚狭	小郡	防府	徳山	柳井	岩國	久賀	深川	仙崎	萩
人夫	内地人男一、八〇	内地人男一、二〇	内地人男一、七〇	内地人男一、三〇	内地人男一、〇〇	内地人男一、三〇	内地人男一、三〇	内地人男一、三〇	内地人男一、五〇	内地人男一、二〇	内地人男一、二〇	内地人男一、二〇	内地人男一、二〇
石工	三、〇〇	二、五〇	三、〇〇	二、三〇	二、二〇	二、五〇	二、六〇	二、三〇	二、〇〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
石組	三、〇〇	二、四〇	二、八〇	二、三〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
大工	二、六〇	二、〇〇	二、二〇	二、三〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
左官	二、七〇	二、三〇	二、五〇	二、三〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇
鍛冶職	三、五〇	二、三〇	三、〇〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
木挽	二、七〇	二、三〇	二、八〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
坑夫	二、〇〇	一、五〇	二、五〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
鳶職	二、〇〇	一、五〇	二、五〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
煉瓦職	二、〇〇	一、五〇	二、五〇	二、四〇	二、五〇	二、六〇	二、四〇	二、三〇	二、五〇	二、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、五〇
荷馬車	二、〇〇	三、五〇	四、〇〇	三、〇〇	三、五〇	三、五〇	四、〇〇	三、八〇	四、〇〇	三、五〇	三、五〇	三、〇〇	三、五〇

●山村の失業救済應急對策施行

世界的不景氣は漸次農山村に波及し爲に疲弊の度を高め失業率亦増加の趨勢に在り今回政府に於ては左記要項に依り事業に要する一切の經費を低利にて貸付すべき計畫あり不日正式發表の見込に付豫め本件に該當する事業施行の有無縣林務課長より照會あり希望の向きは町役場勸業課へ其旨申出られたし

記

一、事業の種類

本資金を融通せらるべき事業は林業共同施設獎勵規則に依り既に補助を受けたる事業又は將來補助を受けむとする事業を除きたる左の事業とす

- (一)林道(車道牛馬道木馬道)索道及貯木場の建設
- (二)河川流路の疏通
- (三)木炭倉庫の建設
- 二、施行主体
- 府縣町村森林組合産業組合十人以上連帶
- 三、貸付利率年四分二厘

四、政府利子補給率

右事業の施行に伴ふ借資金に對しては明年後以降政府に於て年七厘の利子を補給せむが爲は豫算を來議會に提出することに決定せるを以て之れが實現の曉に於ては借受人の實際に於て負擔する利率は差引年三分五厘となる

五、据置並償還方法

第一項中(一)及(二)の事業に在りては据置五ヶ年償還二十ヶ年第一項中(三)の事業に在りては据置三ヶ年償還十ヶ年右据置期間中本年度は四分二厘の利子明年度以降は三分五厘の利子のみを仕拂ひ契約期間中は毎年元利金を均等に償還せしむ

六、貸付方法

直接府縣を経て團體又は十人以上の連帶者に貸付又は府縣より町村に貸付し更に團體又は十人以上の連帶者に貸付す

七、本事業は昭和五年度事業にして本年十一月より明年四月までの間に於て施行し資金の融通は本年十二月一日より開始する見込 以上

財政 經濟

●家屋稅調查員補缺當選

九月二十三日山口縣告示第六百三十五號を以て家屋稅調查員阿武郡萩町河口常一死亡に依り其の補缺として左記の者當選したる旨公示せらる

萩町大字椿東第一四八〇地の一
山田 新作

●家屋稅第二次調查委員會

九月二十三日午前九時より阿武郡を區域とする第十一區家屋稅第二次調查委員會を町役場議事堂に開く調査員全部出席菊池縣庶務課長を議長として議事を統理し各町村共全部縣査定額通り議決を了し即日閉會せり

●昭和五年度特別稅戶數割賦課額變更

義務教育費國庫下渡金増額の爲昭和五年度特別戶數割賦課額を減額したる金額參千七百六圓にして一戸當平均年額として金五拾六錢五厘を減少し第貳期以後に於て之を差引徴收する筈なり

●昭和五年八月分納稅成績

八月分の納稅は國稅資本利子稅第壹期營業收益稅第壹期同附加縣稅同附加町稅及縣稅營業稅同附加町稅の六種にして内資本利子稅は完納となり其の他の稅にして完納したるもの左記二十一區なり。

川島第一區	土原第二區	江向第一區
河添第一區	河添第二區	平安古町第二區
堀内第一區	堀内第二區	目代區
上野區	中ノ倉第二區	河内區
笠屋區	大屋區	沖原區
霧口區	金谷區	青海區
北木間區	山田第一區	小原區
土原第一區	中津江區	中ノ倉第一區

藤ヶ瀬區

●自轉車鑑札を無効と爲したるもの

九月中盜難及紛失の届出に依り新鑑札を交付し或は廢止し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
八八九九二	盜難	西田町區	小原彌一郎
八七六二六	紛失	後小畑區	木本秀雄
七五七一三	同	前小畑區	岡忠一
九五八七〇	同	奥玉江第二區	藤田恒二
八七七三八	同	上五間町區	藤田徳次郎
八八五五六	同	土原第三區	椿敏彦
八六二八八	盜難	土原第二區	大田二良
八七三六三	紛失	香川津西區	荒川敬亮

軍事

●秩父宮殿下御隊附

秩父宮殿下には昭和四年八月十二日より約四週間野砲兵第五聯隊へ隊附御勤務被遊たるに付今般同隊に於て「秩父宮殿下隊附御勤務間の御動靜に就きて」の小冊子を謹製し當時同隊に在隊中の左記兵士に對し之を頒布せられたり。

北古萩第二區	豫砲一	川村實
鶴江第一區	豫砲一	岩崎與市
西田町區	豫砲上	岩本一郎
越ヶ濱第一區	豫砲一	末武藤七
同第二區	豫砲一	木島福一
同第一區	豫砲一	深野幸一

●昭和五年度現役兵

昭和五年度徴兵抽籤に依り萩町甲種合格者の内現役兵に決定せるもの左の如し但し輜重輸卒を除く

入營部隊	入營年月日	現住地	氏名
------	-------	-----	----

近衛歩兵第四聯隊	昭和五年十二月一日	霧口區	中原信三
歩兵第七十九聯隊	昭和五年十二月一日	今古萩町區	大島次郎
同	同	全戸仁川在留	金馬三四郎
歩兵第四十二聯隊	昭和六年一月十日	越ヶ濱第三區	藤田榮作
同	同	香川津北區	中村秀雄
同	同	山田第一區	植木晴良
同	同	北古萩町第二區	岩井馨
同	同	越ヶ濱第五區	末武吉郎
同	同	倉江區	林二郎
同	同	津守町區	上原享三
同	同	中津江區	三村美彦
同	同	越ヶ濱第五區	井町彌吉
同	同	越ヶ濱第六區	秋守貞滿
同	同	中ノ倉第二區	小野村正雄
同	同	越ヶ濱第六區	中村要藏
同	同	津守町區	田中音治
同	同	川島第一區	西山種雄
同	同	玉江浦第二區	横山源一

同	同	倉江區	明賀留一
同	同	西田町區	波多野勇
同	同	越ヶ濱第三區	杉本幸雄
同	同	玉江浦第二區	細井竹義
同	同	倉江區	松屋好男
同	同	目代區	溝部正植
同	同	吉田町區	中村藤延
同	同	北古萩町第二區	岩井享
同	同	全戸釜山府在留	三舛榮二
同	同	舟津區	河村一雄
同	同	全戸岡山縣倉敷市寄留	田中芳雄
同	同	奥玉江第二區	石光好夫
同	同	香川津西區	小柴豐
同	同	玉江浦第二區	角屋正一
同	同	前小畑區	伊藤俊文
同	同	全戸山口市寄留	中村令巽
同	同	金谷區	長嶺誠一
同	同	川島第二區	三好健堂
同	同	後小畑區	小野村安治
騎兵第五聯隊	昭和六年一月十日	騎兵	

[illegible]

高村金壽郎

九月五日舞鶴を出港したる第一水雷戦隊旗艦二等巡洋艦那賀以下驅逐艦十四隻及特務艦間宮は翌六日午
前六時萩沖合に入港同八時萩町より林町長、市川聯
合分會長、藤村青年團長、向原警察署長、堀田椿西
小學校長、二階萩分會長、朝枝海軍大佐共旗艦那賀
を訪問し司令官後藤少將那賀艦長南雲大佐に挨拶を
交換し乗組員一同に對し萩史蹟地圖を贈り同艦及供
糧艦間宮を觀覽せり九月七日後藤司令官以下將校准
士官百五十餘名に對し町より自動車を提供萩史蹟を
案内し一般乗組員の上陸者に對しては無料入浴場を
供給せり而して同水雷戦隊は九月八日午前六時三十
分萩出發朝鮮釜山を経て鎮海灣に航行せり
因に軍艦那賀は横須賀船渠に於て大正十四年三月起
工同十五年一月竣工せる五千五百九十五屯の二等巡

十月二十四日より二十八日間歩兵第四十二聯隊へ勤務演習の爲召集せられ大演習に参加すべき者左の如し

洋艦にして備砲は十四ミリ七門、八ミリ高角二門、機關銃二門、發射管八門を有し速力は三十三ノットなり又特務艦間宮は供糧艦として神戸市川崎造船所に於て大正十二年十月起工同十三年七月竣工したる一萬七千五百屯（現在は備砲其の他を除ける爲一萬二千屯の艦船にして速力十四ノット、多糧の食糧を積載し戰時に際しては十四ミリの備砲二門を備へ付くる戰闘準備の整へあり

川島第一區（東京市在住）	豫步上	岡澤	精勝
江向第三區	豫步上	阿武	三也
御許町第一	豫步上	波多	義一
樽屋町區	豫步上	倉田	修
北古萩第一區	豫步上	淺野	秀國
細工町塩屋町區	豫步一	山本	岩男

東濱崎町第一區 豫歩一 西村 芳雄
同 第二區 豫歩一 松村 壽男
(十月二十九日より二十一日間)

津守町區 豫一看卒 花田 松造
(歩一二聯隊へ)

吳服町區 豫歩一 坂倉 新一
中津江區 豫歩上 阿武 七郎
鶴江第一區 豫歩上 中村 正市
同 第二區 豫歩一 松屋喜代松
無田ヶ原區 豫歩一 山本 高義
鶴江第二區 豫歩一 濱尾 庄吉
小畑浦第二區 豫歩一 上田 長一
後小畑區 豫歩二 刀根 清
大屋區 豫歩上 田村 文助
笠屋區 豫歩上 田村 勇
沖原區 豫歩上 宗村 正己
河内區 豫歩一 田村 辰一
青海區 豫歩一 吉村 昌一
椿町區 豫歩一 笹村 凱守
山田第一區 豫歩上 西村 久雄

玉江浦第一區 豫歩一 西村 龜吉
同 豫歩一 寺田小佐一
倉江區 豫歩一 山本 勇
越ヶ濱第四區 豫歩上 中村 重吉
同 第六區 豫歩上 富田國太郎

◎短期現役兵滿期

左記の者は短期現役兵として四月一日頭書の部隊に入營し八月三十一日現役滿期となり九月一日第一國民兵役に編入せらる

左記

步兵第四十二聯隊 上野區 步兵伍長 岡村萬吉
同 霧口區 同 江津春弘
步兵第二十二聯隊 今魚店町區 同 久坂一郎

通信

◎萩郵便局昭和五年九月分事務取扱状況

年金契約申	金額	六、六四、〇〇〇	七、九六、八〇〇	一、三二二、八〇〇
達	口數	一	一	一
年金掛金徴	金額	五、三三〇	八、五五〇	三、二二〇
收	口數	七	二	四

◎九月分萩郵便局行事

九月十一日 市外交換電話機増設
市外交換電話機増設工事の爲下關區擔當技手山田清氏來局三日間に涉り増設工事終了せり
九月十二日 修養講話
午前八時半より河野萩中學校教諭の「禪機」と題する講話を聴講す
九月二十五日 修養講話
午前八時より中所囑託講師の「出の象徴に就て」と題する講話を聴講す
九月二十六日 事務調査員來局
當局取扱事務調査の爲廣島逓信局より兒玉書記來局諸般の事務調査の上歸廣

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
書留、價格引受	三、二六	三、二六	▲減
表記通常郵便物	五、二七一	五、二六	▲減
小包郵便物	一、九〇七	一、九一五	▲減
電報	三、六三四	三、六二	▲減
報	二、八七五	二、〇三	▲減
中繼	四、二五九	三、六五七	▲減
爲替振出	二、八九	一、八八	▲減
爲替拂渡	一、五八	一、三四一	▲減
貯金預入	三、二一、四六〇	三、二九、九一〇	▲減
貯金拂戻	二、二六	二、〇四〇	▲減
保險契約申	二、五〇〇	三、二四二	▲減
保險料徴收	二、八〇	六、六三六、四一〇	▲減
達	三、〇一七、五三四	二、一六〇、三三八	▲減
口數	一、七、一〇〇	一、九、八〇〇	▲減
金額	二、二五	二、四三	▲減
口數	一、一六〇	二、二八四	▲減
金額	一、二六〇	一、二四	▲減

土木交通

◎土地立入許可

萩町上水道調査測量の爲左記の通土地立入の件本縣知事より許可ありたり

記

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 一、起業者 | 萩町 |
| 一、事業の種類 | 上水道事業 |
| 一、立入るべき土地の區域 | 萩町一圓 |
| 一、立入るべき期間 | 自昭和五年九月二十日
至昭和五年十二月卅一日 |
| 一、立入るべき時 | 期間中日出より日没迄 |

◎公有水面埋立工事竣工

期間伸長

九月二日山口縣告示第五百七十七號を以て左記の通公有水面の埋立工事竣工期間伸長の件許可せらる

- | | |
|-----------|----------------|
| 一、埋立場所 | 萩町大字椿東字馬の鞍地先海面 |
| 一、埋立面積 | 五百五十三坪三合四勺 |
| 一、伸長したる期間 | 昭和七年五月三十一日迄 |
| 一、許可年月日 | 昭和五年八月二十七日 |
| 一、受許可者 | 萩町 林安次郎 |

◎新川改修縣費補助

本年三月三十一日竣工したる新川改修工事費に對し昭和五年度に於て縣費補助金壹千貳百九拾圓交付の件九月一日付を以て本縣知事より指令ありたり

社會事象

◎社會事業懇談會

九月十五日午後一時半より公會堂に於て縣主催社會事業懇談會開催篠崎縣社會主事より町として急施を要すべき社會施設に就き懇談、山崎福岡地方職業紹介所事務局長より職業紹介所の意義并に施設經營に

田松陰神社社司の祝詞に次ぎ參列者一同玉串を捧げ午前十一時三十分終了したり

◎中ノ倉婦人會講座

九月七日夜婦人會例會開催椿東小學校長河村先生を聘し女性の精神修養に關する講話を聴き散會

◎木間主婦會役員總會

九月十一日午後二時より木間主婦會役員總會を開催左記事項を附議、夫々議了せり

- | |
|---|
| 一、主婦會事業の一として木間小學校に傘約百本を寄贈すべく幹旋すること |
| 一、全會員一人宛石灰俵拾俵を作製し共同賣却により得たる金額を昭和五年度の會費に充當すること |
| 三、客、祭に使用すべき砂糖及昆布の共同購入を爲すこと |
| 四、其の他毎年盆及正月の二回に總會を開催すべきこと及會員の副業として炭俵製造のこと等につき |

就き説明あり、午後四時半閉會せり、出席者は町會議員、方面委員、教育者、醫師、産婆、婦人會幹部郡教育會主事、神職、僧侶、教化關係代表者、産業組合幹部等五十六名の多數に及べり

◎鐵道省活動寫眞撮影班來萩

鐵道省活動寫眞撮影班は九月二十四五兩日長門峽の幽谷美を撮影しつゝ二十五日午後四時來萩翌二十六日早朝より阿武川の川船下り、椿八幡宮神苑より觀たる萩町全景、松陰神社、松下村塾、伊藤公舊宅、東光寺、明神池、笠山等順次撮影、午後は指月公園内に於て大名行列、萩勞藝妓連の萩小唄手踊、公園より觀たる菊ヶ濱風景、夏蜜柑園等、最後に奈古村假島をもフィルムに收め翌廿七日歸東したり。

◎伊藤公銅像建設地鎮祭

九月七日午前十時より椎原區内伊藤公舊宅地に於て銅像建設地鎮祭を執行。建設委員及關係者參列し高

協議を遂げたり

◎故田中男爵一周忌追悼會

九月二十九日午前九時より本願寺萩別院に於て町主催萩佛教團の執式に依り故田中大將一周忌追悼會を行ふ各宗僧侶約四十名參列、讀經後町長の追悼の辭に次ぎ町長、田中家代理、親族、將官、町會議員總代、各種團體總代并に一般參拜者等の焼香ありて午前十時半壯嚴裡に閉式尙式後午前中町内有志者は隨意焼香せり

◎全關西聯合婦人會開催

山口縣聯合婦人會事務所より全關西聯合婦人會開催に關し左記の通萩町内婦人會へ夫々通牒ありたり
來る十一月八九の両日大阪朝日館に於て全關西聯合婦人會開催の由にて前日は總會、後日は經濟大會と云ふことに相成候に就ては國際、社會、子供、政治法律の四部門及經濟の協議題目、前日の分は一部一

問題後日の分は三問題に纏め協議することに相成候右につき御提出問題有之候はば至急に御回送相願度御願申上候

尙ほ出席及傍聴御希望の方も有之候はば同時に御申込可被下出席者へも何れ委しき記事は後に御送附可申上様に相成らんと存じ候萬一定員超過の場合御希望に添はれぬことあるやも計り難く候豫め御承知置き願上候 頓首

二仲未だ山口縣聯合婦人會へ御加盟なき向は此の際奮つて御加入なし下され度尙今春は聯合總會を萩町に開催致し大に縣下婦人の奮起を促し候然るに今又關西聯合婦人總會の開催あるは私共に多大の得物あることと期待致し居候此の期を逸せず本縣としても臨時總會を直後開催の豫定に候へば然るべく御含み置願上げ候 以上

◎越ヶ濱明神池投書函〔九月三十日開函〕

希望 二件
一、風穴の前に立札をされたり

纏まつた穴なき爲初めての人は惑ひます

一、風穴の附近を清潔にされたり

是は觀覽人の德義心に訴ふべきとは思ひますが
除りにも不潔であります

◎公人及私人

田中龍夫氏は故田中義一男爵一周忌法養の爲歸萩中の處九月二日出發上京

入江長周銀行營業部長、中山同銀行庶務部長は來萩挨拶の爲九月三日町衙に林町長を訪ふ

關谷本縣土木課長は管内巡視の爲九月五日來萩

後藤第一水雷戰隊司令官外七名は同戰隊入港挨拶の爲九月六日町衙に林町長を訪ふ

南雲那珂艦長外乗組員は史蹟見學の爲九月七日上陸

島津東洋海上火災保險株式會社營業部長は海事統計調査の爲九月八日來萩

中原豐浦郡西市町會議員外二名は衛生施設調査の爲九月十二日來萩

江口海軍少將は史蹟見學の爲九月十二日來萩

山崎福岡地方職業紹介所事務局長、篠崎本縣社會主事は本縣主催社會事業懇談會要務を帶び九月十五日來萩

平井本縣知事は玉野事務官を從へ管内巡視の爲九月二十六日來萩

本間本縣警察部長は田阪高等課長を從へ管内巡視の爲九月二十六日來萩

衛生

●衛生組合役員更迭

◎八月十三日付を以て左記の通衛生組合役員の就任あり

今古萩町區衛生組合

組合長	門田 豊
幹事	重枝 泰亮
同	松本 圭一
同	栗屋 祐治
同	松村 鶴雄
同	岩竹 秀麿

◎八月二十六日付を以て左記の通衛生組合役員の就任あり

北古萩町第一區衛生組合

組合長	緒方 尚春
幹事	岡村 鐵顔
同	三戸 兵助

●醫籍登録

門田 省三

昭和五年五月二十六日登録 登録番號 六三四二三號 資格日本醫科大學專門部

●醫籍登録抹消

死亡又は廢業に因り昭和五年七月三十一日醫籍登録を抹消したる者の内萩町關係者左の如し

長濱 友雄

●昭和五年一月以降傳染

病患者數

病名	九月中	八月迄	計
赤痢	六人	二三人	二九人
疑似赤痢	六	五	一一
腸チフス	五	二五	三〇
バラチフス	九	七	一六
疫痢	一一	二二	三三

デフテリア

計	三七	八九	一二六
---	----	----	-----

埋葬	計	女	男
	二九	一一	一八
	一三一	六九	八七
	一六〇	七三	八七

●九月中町立堀内病院の状況

九月中入院患者及退院者其の他左の如し

病名	入院患者數	退院者數	死亡者數	月末在院患者數
腸チフス	五人	三人	一	七人
疫痢	三	三	一	一
バラチフス	八	三	一	六
赤痢	九	一五	一	三
疑似赤痢	三	三	一	一
計	二八	二七	三	一六

●昭和五年以降死亡者埋

火葬別

火葬	計	女	男
	五〇	一七	三三
	三二八	一六〇	一六八
	三七八	一七七	二〇一

●先づ第一にズベラ(無精)を改善

近年醫學の長足なる進歩につれて衛生方面殊に學校衛生、公衆衛生、家庭衛生方面にまで力を注ぐ様になつて、我が萩町にも小學校に學校看護婦を設置し兒童の保健衛生上深甚の注意を拂ふことゝなつたのは洵に慶すべき事柄と謂はねばならぬ。而し乍ら學校のみに頼る兒童保健では決して萬全とは謂へないそこでどうしても家庭に於て夫々相當なる注意と指導を爲す必要あることは言はずとも考へられることである

近來各家庭に於て保健の上からも能率の上からも臺所改善と云ふことが流行したことは洵に結構なことであつて主婦會とか女學校とかでは之が爲先進町村に視察員を派遣するとか、講演に講義に力を盡されている。しかしながら傳染病に對する主婦の考

方が餘りにも拂はれていないことが、あり／＼と見受けらるゝのである。毎年々々萩町に於て傳染病の爲支拂ふ金額は一戸當一圓以上に達してゐる。就中腸チフス、赤痢、デフテリアのみにても相當多數の患者を發生せしめ昨年と比較して本年は二割方以上増加する傾向が認められて來た。町當局は常に是等の傳染病患者に就き深甚の注意と豫防消毒の爲盡力してゐるにも拘はらず次から次へと移動發生し患者の收容、患家の消毒にのみ忙殺される現況である而して是等患家の臺所を視ると、傳染病豫防上注意の拂はれてゐないのに少からず驚かされてゐる。一例を挙げると飯櫃の蓋をせないで其のまゝになつてゐたり、香の物煮物などに蓋がしてなかつたり、ハントの水蓋のないもの、茶碗、箸などが使用したまゝ臺所中を轉げ廻つてゐたり、組板を見ると魚を調理した後は洗つてなかつたりしてそれに蠅がとまつてゐるといふ始末である

とても言語同斷と云ふか、不潔と云ふよりもズベラと謂つた方が適當である。こんな無精な臺所の所有者の内から傳染病患者の發生するのは當然だと考へ

られ寒心の至りに思ふ。
勿論患家全部とは謂はないが九〇パーセント以上に昇る是等のズベラ無精の臺所からと斷言するものである。
流し元の不潔、不完全、土間のジメ／＼したもの、家を建て／＼以來一度も日光の差し込んだこともない臺所にズベラ無精が見出される次第であるけれども一面主婦なり婦女子のある家庭では決してこんな無精をしないで一度々々炊事、食事の後は必ず之を片付ける様にしたらならば傳染病も相當防がれることと思はれる。臺所改善の必要であることは保健に對する重大な問題ではあるが之と同時にズベラ無精を先づ第一に改善しなければ折角の臺所改善も其の効能を十分に發揮することが出來ない、先づ第一に臺所ズベラ改善をして欲しいと希ふのである。

人事

◎萩町の人口動態

婚姻 離婚 出生 死亡 死産
昭和五年九月中 五人 五人 一、八八一人 一、〇六五人 五人
一月以降累計 四三人 五一人 一、〇八七人 七、三九八人 三九人

◎九月中出生届出の者

(○印は本籍なき者)

區別	戸主の氏名	出生年月日
土原	七五郎養子 岡崎 良雄	昭和五年八月廿五
鶴江	清藏長男 岩崎 昇	八日
雜式町	精治長女 松田 悦子	廿五日
下五間町	清藏甥 岡 清司	七月三十日
上野	孫槌三男 佐伯 治良	八月二十日
鶴江	トメ孫 山本 貞代	二十五日
霧口	米藏孫 中原 義幸	二十二日
瓦町	英夫長女 ○宮川 玲子	同
玉江浦	彌吉孫 長府 巖	同
西田町	高介長女 杉山 涼子	同
上野	進四男 河東 馨	同
東濱崎町	權式長女 石光 君江	同

前小畑	泰一庶子男 笠原 貞次	同	八月廿五日
同	光太郎庶子男 笠原 義壽	同	
同	要作六男 吉賀 孝夫	同	廿四日
東田町	松之助三男 河崎 省吾	同	廿一日
玉江浦	半藏貳男 藤崎 昭也	同	廿五日
同	同 長女 藤崎 孝子	同	
平安古町	和太郎孫 瀧 美惠子	同	廿六日
椿町	豐熊二男 藤井 正一	同	九月一日
中津江	彌右工門孫 三村 衛	同	廿八日
木間	萬吉孫 阿島 嘉彦	同	三十日
御許町	重二郎四女 中田 梅代	同	
同	同 五女 中田 竹子	同	廿八日
玉江浦	フサ孫 磯部 昭一	同	
土原	太吉孫 山根 伸夫	同	三十日
南片河町	勇助孫 藤井 千恵子	同	
鶴江	萬市二男 木安 彰	同	卅一日
川島	清長男 山縣 司郎	同	廿六日
西田町	一松妹 坂本 ヨシ子	同	廿七日
無田ヶ原	金藏孫 原田 恒美	同	
瓦町	清長女 山根 節代	同	卅一日

河添	定雄長男	並川	建一	同	十四日	中ノ倉	義朋孫	中村	士道	同	五日
土原	武一二男	岡崎	美夫	大正五年十二月	同日	江向	房次郎三女	○吉屋	和子	同	同日
濱崎町	林吉三女	久保	富子	昭和四年八月	同日	濱崎新町	竹松孫	大田	芳德	同	八月廿二日
濱崎新町	新藏六女	濱村トシエ	同	昭和五年八月	同日	香川津	仁三郎二女	山本須美惠	同	同	九月七日
川島	恭輔三女	堀田千代子	同	七月廿七日	同日	川島	淨一孫	小方千鶴子	同	同	九月四日
越ヶ濱	松吉孫	堀本和江	同	八月廿九日	同日	船津	誠之二男	山田裕	昭	同	四日
中津江	傳治孫	村尾小治	同	卅一日	同日	玉江浦	十吉孫	大田健治	同	同	十二日
浦小畑	實市三男	木村好春	同	廿八日	同日	今魚店町	幸八孫	店村賢二	同	同	八日
川島	正助長女	西村輝子	同	二日	同日	鶴江	藤吉甥	植田敬亮	同	同	三日
椿町	四郎四女	後藤民子	同	九月五日	同日	青海	藤一二男	吉村岩夫	同	同	四日
平安古町	龜槌六女	堀スミ子	同	八月廿九日	同日	平安古町	平三長女	中村和子	同	同	三日
香川津	良一長男	○杉村律	同	九月一日	同日	山田	槌松孫	山縣強	同	同	八月七日
唐樋町	與兵衛二女	○藤本和子	同	九月一日	同日	東田町	捨一郎四女	三島八重	同	同	九月四日
江向	九一姪	○田中芳江	同	九月六日	同日	越ヶ濱	要藏庶子男	上村典弘	昭	和三年十月	五日
玉江浦	權吉長女	山田八重子	同	五月廿六日	同日	平安古町	常雄二男	進藤健二郎	昭	和五年九月	六日
中ノ倉	健太郎三女	大田花子	同	八月廿九日	同日	北古萩町	直藏孫	井町久子	同	同	十日
松本市	豐槌四女	山本シズノ	同	六月十四日	同日	東田町	清吉長男	廣石清	同	同	七月卅一日
土原	清一二男	杉山治男	同	八月卅一日	同日	船津	良二二女	中村政子	同	同	九月七日
濱崎町	勘市八男	○橋本貞幸	同	九月一日	同日	上五間町	治作長女	大島美代子	同	同	十一日
						香川津	良雄長女	阿武珠江	同	同	五日

東濱崎町	梧一孫	松本貞俊	同	九月八日	平安古町	弘司長女	岡村京子	同	十日
河内	勝藏孫	齊藤重子	同	十一日	東田町	武二三男	新屋忠	同	九月十一日
金谷	利吉四男	藤田富彦	同	五日	中ノ倉	繁重庶子女	○原田昭子	同	十六日
濱崎新町	正一五女	石光	和子	同	江向	戸主	尾形和子	同	十日
平安古町	辰之進四女	○三宅智子	同	九日	同	豐藏孫	○濱田坦	同	十一日
椎原	宗兵衛三女	阿武恭子	同	五日	前小畑	メグマ私生子女	岡崎一江	同	十日
上野	新槌孫	溝部幸一	同	十日	堀内	虎三四女	兒玉令子	同	十日
西田町	庄五郎孫	池野和江	同	七日	前小畑	又市三男	藤下貢	同	十七日
堀内	亡保次郎孫	堀本敏明	昭	和三年三月	霧口	與市孫	八道藤子	同	十日
土原	清藏孫	○丸尾治	昭	和五年九月	濱崎町	眞一長男	金子弘	同	十七日
西田町	政亮二女	土田和子	同	六日	中ノ倉	新吉庶子男	溝部良一	同	十一日
土原	道平姪孫	加藤昭男	同	八日	奧玉江	鶴吉孫	三村就之	同	十一日
瓦町	慶市長女	松原佐智子	同	七月二十日	濱崎新町	千代藏三男	長富好夫	同	十六日
惠美須町	久松孫	下瀬清	同	八月二日	土原	藤右工門孫	原田美代子	同	十三日
平安古町	忠太庶子男	岡本義則	同	九月十日	後小畑	辰次郎孫	岡庄吉	同	廿一日
土原	貞三郎孫	○今岡清子	同	九日	前小畑	京介二女	寺田輝子	同	十七日
霧口	音五郎孫	八道シズコ	同	十五日	椎原	鹿五郎孫	柴田三男	同	十二日
前小畑	貴一二男	上田康平	同	十九日	北古萩町	虎吉九女	岩崎照子	同	十八日
後地	實三郎孫	堀良一	同	十三日	玉江浦	佐次郎孫	○高野シツ子	同	十三日
濱崎町	光彦三男	有馬秀夫	同	十二日	香川津	孝姪	○淵チツ子	同	十六日

今古萩町	宇三郎孫	小田	幸男	同	廿三日
濱崎町	德三長男	中尾	稔	同	四年九月七香
椿	亡清一孫	幸崎	清治	同	五年八月廿日
奥玉江	一虎長男	吉田	亘男	同	十月
中ノ倉	清次郎二男	坂田	豐	同	九月廿二日
玉江浦	幾藏三男	磯部	光博	同	
鶴江	龜太孫	藤山	勇二	同	十七日
奥玉江	要輔五女	永井	淳子	同	十五日
濱崎町	一二郎孫	大庭	昭子	同	廿四日
御許町	國太郎二女	神谷	續子	同	十五日
江向	新一二女	大田	壽重子	同	十六日
越ヶ濱	彌三郎孫	末武	君子	同	二十日
東田町	市熊孫	國重	榮子	同	十八日
全	茂作二女	吉田	妙子	同	十九日
川島	彌平孫	藤山	雅江	同	二十日
全	義雄孫	藤山	榮一	同	二十日
濱崎町	亡助治郎〇	倉本	源一	同	十六日
南片河	万里庶子女	竹内	春子	同	十日
河内	三藏孫	田村ナミコ		同	二十日
濱崎町	一郎五女	久保	廣子	同	廿五日

區名	戸主との氏名	死亡年月日
土原	計太郎三男	江本 多門 昭和五年八月三日
平安古町	延男二男	清水 準一 八月二十日
山田	半助孫	山根 久治 卅一日
唐樋町	戸主	三浦 龜松 全
川島	信長男	阿座上 功 九月二日
椎原	貞輔長男	森田 正信 八月三十日
濱崎町	キヨ母	三島 クリ 九月二日
松本市	鶴松長女	深谷 チヨ 八月三十日
土原	國吉ノ妹	河村 シヅ 廿九日
玉江浦	辰一孫	小坪 義典 九月三日
川島	二郎三男	平野 春城 八月廿三日
難式町	米一長女	田原 秀子 九月三日
椎原	元吉孫	田村千鶴子 全
越ヶ濱	戸主	梶本 定吉 全
山田	全	山下松治郎 全
東田町	全	中村 彌兵 全

◎九月中死亡届出の者

(〇印は本籍なき者)

浦小畑	伊三郎孫	横山仁三藏	全	四日
今古萩	泰亮三女	〇重枝常子	全	四日
河添	吉藏兄	三戸 良一	全	一日
鶴江	戸主	吉村 米藏	全	五日
浦小畑	音松妻	古見 チセ	全	六日
濱崎町	久吉長男	河内山利治	全	七日
奥玉江	標之介二男	瀧 悌	全	七日
惠美須町	乙吉婦	清水ナツ子	全	四日
椿町	音松二男	久保田治郎	全	七日
椿	源太郎母	田村 アキ	全	七日
濱崎町	熊次郎孫	金子 信夫	全	五日
土原	戸主	綾部 タキ	全	八月廿五日
江向	寛吾孫	〇木原幸子	全	九月六日
江向	市太郎二男	岡 喜作	全	八月八日
堀内	潔父	渡邊 健	全	八月八日
霧口	源右工門妻	伊藤 ヒナ	全	八月八日
東濱崎町	戸主	宮本 幸市	全	九月九日
香川津	熊五郎養子	木村 政一	全	九月十日
浦小畑	實市三男	木村 好春	全	九月十日
浦小畑	甚吉長男	河口 常一	全	九月十日

濁淵	戸主	大谷 義雄	全	八日
上五間町	隆吉二男	山口 正治	全	八日
沖原	芳松三男	〇堀 春三	全	十一日
玉江浦	戸主	杉 直太郎	全	九日
唐樋町	友一母	山中 スエ	全	十一日
中ノ倉	戸主	林 巳之助	全	十一日
松本市	豊穂四女	山本シズノ	全	七日
奥玉江	繁正長男	杉村 正門	全	十六日
藤ヶ瀬	庄兵衛孫	藤井トシエ	全	八日
下五間町	義雄叔父	田村新太郎	全	三日
東田町	戸主	林 虎助	全	十日
平安古町	戸主	江藤 利雄	全	七日
平安古町	辰三郎從弟	阿武 博	全	十六日
上野	顯藏弟	三浦 次郎	全	十一日
越ヶ濱	戸主	藤田 彌吉	全	十一日
越ヶ濱	戸主	末武 長吉	全	十二日
船津	戸主	木下 ウメ	全	十七日
江向	米藏弟	水津 六郎	全	八月十七日
越ヶ濱	戸主	秋芳 藤松	全	八月十二日
櫻江	龜松長男	藤田 義雄	全	八月四日

平安古町	俊助二男	小寺 康男	九月九日	橋本町	道助二男	阿武 普平	七日
堀内	戸主	堀本保次郎	十四日	上野	戸主	岡 喜	八月廿三日
平安古町	幾輔孫	境 幸子	十日	越ヶ濱	繁三妻	宮内 ヒチ	九月十六日
玉江浦	龜藏弟	藤崎 市藏	十三日	木間	萬吉妻	阿島 イワ	十七日
江向	源次郎養母	勝木 ツヤ	十四日	香川津	友一長女	中村フサエ	八月三日
津守町	亡六三郎妻	大田 シケ	十三日	藤ヶ瀬	十太郎二男	櫻井 節一	九月十六日
無田ヶ原	半一弟	金子 好雄	十四日	米屋町	直治長男	賀田 時雄	全
川島	與士雄三男	○益田邦彦	十五日	江向	敏亮妻	今井シズコ	十九日
平安古町	戸主	青木 音吉	十六日	奧玉江	戸主	木島 義穂	廿二日
川島	喜市妻	岡崎 ナツ	十四日	川島	亡好藏孫	竹下 ヒサ	廿一日
濱崎新町	戸主	坪野伊三郎	十三日	平安古町	戸主	田中 梅藏	廿二日
土原	繁能長女	黒川 綾子	十四日	前小畑	メグマ私生子女	岡崎一江	全
川島	榮作妻	林 チヨ	十日	古萩町	戸主	西村 虎槌	十九日
藤ヶ瀬	已三郎妻	岩野 ラク	十五日	越ヶ濱	惣作妻	阿部 セキ	廿一日
川屋敷	健之進妻	白上 トヲ	十六日	上五間町	戸主	兼田駒次郎	九日
椿町	亡萬吉婦	竹本 イセ	十八日	濱崎町	覺之助長男	山縣 理作	廿四日
橋本町	小一郎母	伊藤 キク	全	河添	戸主	川西 宇吉	全
今魚店町	幸八孫	店村 賢二	全	濱崎新町	與一三女	大島 信子	全
江向	戸主	井山 正作	全	惠美須町	乙助孫	齋藤キヌユ	廿三日
奧玉江	源介繼母	井上 ツル	全	上野	勇吉長男	中村 虎熊	廿四日

中ノ倉	富藏二男	石飛 久松	廿二日
北古萩町	虎吉九女	岩崎 照子	全
熊谷町	タミ長男	○寺田一夫	廿三日
山田	菊一二女	柏原トヨ子	廿六日
香川津	亡久太郎妻ノ子	増野萬吉	廿五日
濱崎新町	戸主	西村源二郎	全
藤ヶ瀬	已三郎孫	岩野 和夫	全
船津	梅三郎妻	桂木 ハル	廿六日
前小畑	原熊甥	大田己津藏	全
熊谷町	庄藏孫	品川 幸子	廿二日
中ノ倉	戸主	石田 虎吉	廿七日
松本市	戸主	原田初五郎	全
無田ヶ原	松次郎長女	深野キヨコ	廿八日
橋本町	岩吉五女	福永 貞子	廿四日
越ヶ濱	築作三女	大田ミサオ	全
下五間町	靜雄母	○佐伯ミネ	全

●九月中出寄留者及退去者總數

區名	戸主と氏名	出寄留又は退去年月日
東田町	熊太郎三男	○松尾軍兵 昭和五年八月卅日
藤ヶ瀬	戸主	中村ウメ子 全
古萩町	金槌甥	大原 成志 全
川島	一夫妻	有吉 きん 全
濱崎町	喜一長男	見嶋 誠一 全
全	婦	スエ 全
全	孫	初枝 全
江向	潤作甥	阿座上 赴 全
計		八月卅日

男	女	計	一月以降累計
出寄留	三八人	四七人	八五人
退去	一三	七	二〇
計	五一	五四	一〇五
入寄留	六八	六三	一三一
復歸	五	一〇	一五
計	七三	七三	一四六
			九一三

●九月中出寄留者及退去者 (○印は退去者)

東田町	熊太郎三男	○松尾軍兵	昭和五年八月卅日
藤ヶ瀬	戸主	中村ウメ子	全
古萩町	金槌甥	大原 成志	全
川島	一夫妻	有吉 きん	全
濱崎町	喜一長男	見嶋 誠一	全
全	婦	スエ	全
全	孫	初枝	全
江向	潤作甥	阿座上 赴	全
計			八月卅日

[illegible]

鶴江	越ヶ濱	上野	堀内	全	全	鶴	全	全	全	全	全	全	全	東田町	川島	椎原	土原	全
主	辰藏姪	戸主	全	妻	養子	妻	主	長女	三女	二男	三男	妻ノ母	長藏長男	誠二女	龍輔五男	戸主	妻	
○佐々木吉藏	秋田キヨ子	○淺邊丈一	兼田市郎	全	全	山下	俊雄	サキ	春子	伸子	瑞雄	マキ	元一	清子	豐子	弘中	可津	
全	五	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	
八月卅日	九月八日	十七日	八月卅一日			全月八日							八月二十日		八日	廿一日	九月一日	

濱崎町	音槌長女	松屋千代子	全	五日
瓦町	戸主	永安信一	全	二十日
浦小畑	妻	全	全	十五日
全	主	原田利平	全	
奥玉江	長男	嘉己	全	廿二日
目代	一虎長男	吉田亘男	全	廿二日
香川津	アキ孫	三戸英子	全	廿三日
全	芳吉婦	窪川テルコ	全	廿二日
全	孫	哲章	全	
全	全	義男	全	
全	全	昌枝	全	
全	全	文子	全	
江向	主	野頭隣治郎	全	十九日
全	妻	全	全	
全	長男	哲雄	全	
全	長三長女	水津光子	全	一日
奥玉江	勝輔妻	黒川ヒサ	全	廿五日

●九月中入寄留者及復歸者

○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者

區名	世帯主と氏名	入寄留又は復歸年月日
船津	良一弟△柴田恭助	昭和五年八月廿二日
全	世帯主 柴田良一	全
吳服町二丁目	世帯主 中山ヨネコ	九月一日
全	ヨネコ長男 全	一之全
惠美須町	藤井龍雄姪 阿武淳子	全
南古萩町	世帯主 ○野村 繁子	全
全	繁子妹 ○全	泰子 全
全	妹 ○全	澄子 全
平安古町	純一長男○原 陽太郎	全
全	純一長女○原 喜和子	全
全	全二男 ○全	宏二 全
土原	世帯主 丸山作次郎	全
全	妻 全	りう子 全
全	長男 全	七生 全
川島	世帯主 柘 丁吉	全
全	妻 全	トメ 全
土原	世帯主 下村 始	全

全	妻	全	全	
全	甥	全	一郎	全
全	兄妻	全	トラ	全
全	姪	全	ハズヨ	全
津守町	中村ユキ姪	山本トキ	全	九月四日
無田ヶ原	井原豊之進緣故者	五味春雄	全	三日
瓦町	世帯主 松林利一	全	全	五日
全	長女	マサ子	全	
全	三女	英子	全	
全	二男	雄治	全	
東田町	世帯主 岡村リウ	全	全	五日
全	長男	保	全	
川島	世帯主 志賀實	全	全	八月二十五日
全	妻	米子	全	
全	長男	博通	全	
全	二男	正之	全	
全	三男	志賀直之	全	
全	四男	敏則	全	
船津	喜兵衛五男○西郷博之	全	全	九月一日
後小畑	横山素輔緣故者	石林幸子	全	

全	全	聰子	全	
全	全	美智子	全	
無田ヶ原	世帯主 綠野伊勢松	全	全	一日
惠美須町	乙吉孫○清水 君子	全	全	十日
香川津	世帯主 盛 英助	全	全	一日
全	妻 全	コト	全	
全	長男 全	巖	全	
唐樋町	村山卯吉緣故者	和田武司	全	十一日
江向	世帯主△田中 俊太	全	全	十日
全	妻 △全	ニシエ	全	
全	長男 △全	俊三	全	
全	長女 全	芳江	全	十一日
濱崎町	世帯主 飯森 義次	全	全	十九日
全	妻 全	トメ	全	
全	妻 妹 全	ナカ	全	
全	長女 全	サカエ	全	
全	長男 全	義春	全	
全	二男 全	松次	全	
全	三男 全	誠	全	
江向	世帯主 貞明千七百	全	全	九日

[illegible]

同	妻	△同	綾子	同
同	長男	△同	厚三	同
同	二男	△同	英二	同
後小畑	小野村治郎	岸田虎次	同	五日
越ヶ濱	松永鶴松緣故者△荒瀬久行	同	同日	
同	藤田末松緣故者△石部忠夫	同		
堀内	兼田ヂセ孫	江原康夫	同	十六日
今古萩町	世帶主	△藤永マツ	同	八月二十五日
同	長男	△同	賢二	同
同	二男	△同	正夫	同
同	三男	△同	直	同
大谷	世帶主	安川鶴子	同	九月十八日
同	三男	同	恒信	同
同	四男	同	康二	同
無田ヶ原	世帶主	宗村秀一	同	十九日
同	妻	同	マシ	同
同	長女	同	小夜子	同
同	長男	同	和夫	同
玉江浦	一見二男	岩本巖	同	八月卅一日
同	一見長女	同	春子	同

吳服町	留太郎	木原	孝一	同	九月十七日
川屋敷	世帶主	△富屋	芳雄	同	八月二十六日
妻	△同	綾子	同		
長男	△同	隆光	同		
岩崎善次	△横屋	文子	同		九月二十日
郎緣故者					
世帶主	△岩崎善次郎	同			
妻	△同	ミヨ	同		
長男	△同	彌太郎	同		
婦	△同	キヨ	同		
孫	△同	英子	同		
世帶主	椋木	俊輔	同		廿一日
長女	同	ミサ子	同		
二女	同	美子	同		
長男	同	隆吉	同		
世帶主	△山田	治助	同		二十三日
長女	△同	フジ子	同		
長男	△同	隆助	同		
二女	△同	ウメ子	同		
三男	△同	重行	同		
平安古町					

北古萩町	山田藤助姉	藤邊キン	同	二十日
香川津	誠一郎三女	淵 スミ子	同	十六日
同	同 四女	同 チズ子	同	
津守町	世帶主	上田 正義	同	二十六日
同	妻	同 ヒサヨ	同	
同	長 女	同 孝子	同	
今古萩町	太三孫	○大草八重子	同	
堀内	新太郎五女	大谷 君江	同	二十七日
土 原	世帶主	△長岡 正雄	同	
同	妻	△同 アキ	同	
同	長 女	△同 由喜子	同	
同	二 女	△同 壽枝子	同	
同	長 男	△同 秀雄	同	
濁 淵	世帶主	光田 直祐	同	二十日
同	養 子	同 武男	同	
同	緣故者	市東 いち	同	
土 原	世帶主	阿武 藤七	同	三十日
同	妻	同 ミノ	同	
同	世帶主	△山縣 良正	同	十八日
同	妻	△同 ミサホ	同	

◎受刑者

昭和五年九月中

人	員
萩町に萩町	罪名

紙稅法違反

◎ 昨年の今月今日

者抽籤執行、金子助役臨席

林町長長門峽視察即日歸廳

新川岩磐掘鑿工事起工式舉行

町衙に於て阿武大津兩郡町村長集會開催、黒

計	林	林	林	林	林	林	林
法	法	法	法	法	法	法	法
違	違	違	違	違	違	違	違
及	及	及	及	及	及	及	及
失	失	失	失	失	失	失	失
往	往	往	往	往	往	往	往
來	來	來	來	來	來	來	來
妨	妨	妨	妨	妨	妨	妨	妨
害	害	害	害	害	害	害	害
便	便	便	便	便	便	便	便
法	法	法	法	法	法	法	法
違	違	違	違	違	違	違	違
反	反	反	反	反	反	反	反
乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳	乳
營	營	營	營	營	營	營	營
業	業	業	業	業	業	業	業
取	取	取	取	取	取	取	取
締	締	締	締	締	締	締	締
規	規	規	規	規	規	規	規
違	違	違	違	違	違	違	違
反	反	反	反	反	反	反	反
就	就	就	就	就	就	就	就
則	則	則	則	則	則	則	則
違	違	違	違	違	違	違	違
反	反	反	反	反	反	反	反
摩	摩	摩	摩	摩	摩	摩	摩
術	術	術	術	術	術	術	術
營	營	營	營	營	營	營	營
業	業	業	業	業	業	業	業
取	取	取	取	取	取	取	取
締	締	締	締	締	締	締	締
令	令	令	令	令	令	令	令
違	違	違	違	違	違	違	違
反	反	反	反	反	反	反	反
口	口	口	口	口	口	口	口
縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
警	警	警	警	警	警	警	警
察	察	察	察	察	察	察	察
犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯	犯
處	處	處	處	處	處	處	處
牙	牙	牙	牙	牙	牙	牙	牙
保	保	保	保	保	保	保	保

崎知事、土居學務部長、原田中田、足立三事務官

臨席

明倫小學校に於て本縣主催公私經濟緊縮協議會並

講演會開催

十三日 林町長東京市に於ける全國町村長大會出席

の爲上京

十五日 萩町聯合青年團体育大會を明倫小學校運動

場に於て開催

二十七日 町公會堂に於て神宮式年遷宮祭講演會開

催

二十八日 町内各小學校長集會を町衙に開催

二十九日 林町長小野田町に於ける聯合報德會に臨

席、田中義一男爵の訃報に接し林町長直ちに歸廳

三十日 田中義一男爵薨去の件につき林町長は大田

山本、田中專介の三町會議員と共に仝男爵葬義參

列の爲上京。町會議員全員協議會開催

[illegible]

◎九月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

